

# 令和5年3月定例会 総務常任委員会記録

令和5年3月2日（木）

令和5年3月3日（金）

令和5年3月7日（火）

令和5年3月16日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室



# 目 次

令和5年3月2日(木)	7頁
令和5年3月3日(金)	67頁
令和5年3月7日(火)	151頁
令和5年3月16日(木)	163頁



## 令和5年3月定例会日程

日次	月 日	摘 要
第1日	3月2日(木)	<p>審査日程の決定</p> <p>総務部（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）審査 議案乙第3号・第9号、議案甲第6号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総務課） 鳥栖市地域防災計画の修正概要 〔報告、質疑〕</p> <p>総務部（契約検査課・庁舎建設課）審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（庁舎建設課） 新庁舎の売店運営者等について 〔報告、質疑〕</p> <p>出納室・議会事務局・監査委員事務局審査 議案乙第3号・第9号 〔説明、質疑〕</p> <p>企画政策部審査 議案乙第3号・第9号、議案甲第5号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課） 第7次鳥栖市総合計画令和5年度実施計画について 〔報告、質疑〕</p>

第2日	3月3日(金)	<p>市民環境部(市民協働推進課・市民課・環境対策課) 審査 議案乙第3号・第9号、議案甲第14号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告(市民協働推進課・市民課) パブリック・コメントの結果について 新庁舎供用開始時新設窓口について 〔報告、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第2号・第3号 〔協議〕</p> <p>市民環境部(国保年金課・税務課) 審査 議案乙第3号～第5号・第9号～第11号、議案甲第10号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告(税務課・国保年金課) 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要 について 〔報告、質疑〕</p>
第3日	3月7日(火)	<p>自由討議 議案審査 議案乙第3号～第5号・第9号～第11号 議案甲第5号・第6号・第10号・第14号 〔総括、採決〕</p>
第4日	3月16日(木)	<p>陳情 陳情第4号 〔協議〕</p> <p>報告(総務課) 組織機構の見直しについて 〔報告、質疑〕</p>

## 3月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和5年3月2日付託]

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)	[可決]
議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算	[可決]
議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	[可決]
議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	[可決]
議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	[可決]
議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第14号財産(土地)の取得について	[可決]

[令和5年3月7日 委員会議決]

### 2 陳情

陳情第2号鳥栖市と旧ごみ処理解体工事事業者(煙突含)との

公害防止協定書(アスベスト飛散防止)を求める陳情書

陳情第3号次期ごみ焼却施設への運搬ルートの分割案に関する陳情書

陳情第4号会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する陳情書

### 3 報告

鳥栖市地域防災計画の修正概要(総務課)

新庁舎の売店運営者等について(庁舎建設課)

第7次鳥栖市総合計画令和5年度実施計画について(総合政策課)

パブリック・コメントの結果について(市民協働推進課)

新庁舎供用開始時新設窓口について(市民課)

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について(税務課)

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について(国保年金課)

組織機構の見直しについて(総務課)





令和5年3月2日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課秘書係長 山本竜馬

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

財政課長補佐兼財政係長 森岡敬晶

財政課長補佐兼管財係長 下川広輝

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

会計管理者兼出納室長 青木博美

出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織

議会事務局長 武富美津子

議会事務局次長兼庶務係長 西木純子

議会事務局議事調査係長 大塚隆正  
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久  
監査委員事務局長 山津和也  
監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長 松雪努  
企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣  
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和  
総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼  
環境対策課参事 田中大介  
情報政策課長 山本英規  
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三  
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

市民環境部長 吉田忠典

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

審査日程の決定

総務部（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査課設置条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（総務課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要

〔報告、質疑〕

総務部（契約検査課・庁舎建設課）審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（庁舎建設課）

新庁舎の売店運営者等について

〔報告、質疑〕

出納室・議会事務局・監査委員事務局審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

企画政策部審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号鳥栖市一般会計予算

議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画令和5年度実施計画について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前11時27分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和5年3月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



### 審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案6件、甲議案4件、また陳情2件の送付を受けております。

審査日程につきましては、本日2日は総務部及び企画政策部関係議案の審査を行いたいと思います。

明日3日は市民環境部関係議案の審査及び陳情協議。

6日は休会、7日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

なお、総務部、企画政策部、市民環境部、それぞれ議案外の報告をお受けする予定にしております。

また現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

現地視察に関しましては、本日3月2日の夕方までにどちらかありましたらお伝えください。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、皆さんのほうから要望があれば本日夕方までに申入れをしていただきたいと思っております。



## 森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長

おはようございます。

それでは、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について御説明いたします。

なお説明は、総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

令和4年度3月補正予算概要といたしまして、歳入について御説明いたします。

款2地方譲与税につきましては、各目、本年度決算見込みにより、目1地方揮発油譲与税が500万円の増額、目2自動車重量譲与税が500万円の増額、森林環境譲与税は5万円の増額をいたしております。

次に、款3利子割交付金につきましては、本年度の決算見込みにより、450万円の減額をいたしております。

次に、款5株式等譲与所得割交付金につきましては、昨年度の決算額等から決算見込みにより1,000万円の増額をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金につきましては、本年度の決算見込みにより、2,000万円の減額をいたしております。

次に、款7地方消費税交付金及び款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、本年度決算見込みにより、地方消費税交付金が1億2,000万円の増額、ゴルフ場利用税交付金につきましては、200万円の増額をいたしております。

次に、款9環境性能割交付金につきましては、本年度決算見込みにより300万円の減額をいたしております。

次に、款10国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定により4万7,000円の増額をいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

款11地方特例交付金、目2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、中小企業者の償却資産に係る固定資産税の減免相当額、これが補填されるものでございまして、本年度の決算見込みにより、131万7,000円の増額をいたしております。

次に、款13交通安全対策特別交付金につきましては、本年度決算見込みにより300万円の減額をいたしております。

次に、款15使用料及び手数料、項1総務使用料、目1総務使用料につきましては、2万7,000円の増額、こちらのほうは、電柱敷地料によるものでございます。

## 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、款15使用料及び手数料、項1使用料、目7消防使用料につきましては、消防



団の第1分団特設本部の駐車場の一部を福祉団体にお貸ししている駐車場の敷地使用料でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金につきましては、消防団の力向上モデル事業費補助金の額の確定による減額補正でございます。

項3委託料につきましては、自衛官募集事務委託金の決算見込みによる補正でございます。5ページ目をお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金の額の確定による補正でございます。

同じく、款17県支出金、項3委託金、節1総務管理費委託金につきましては、12月に配布をいたしております、原子力広報紙配布委託金の決算見込みによる補正でございます。

節4選挙費委託金につきましては、令和4年7月25日任期満了に伴います、参議院通常選挙委託金及び令和5年1月10日任期満了に伴います、知事選挙委託金の額の確定による補正でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子や減債基金利子をはじめとする基金利子、こちらの決算見込みにより、29万5,000円の減額補正となっております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

款19寄附金、項1寄附金、目1総務寄附金、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金の減額補正でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、6ページ目をお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、2億5,015万9,000円の繰戻しを行っております。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受入れ額の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、節4雑入のうち、総務課関係分といたして、全国市町村職員研修助成金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、生活習慣病予防検診助成金につきましては、額の確定による補正でございます。

退職手当企業会計負担金につきましては、今年度退職者のうち、企業に在籍した者の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れたものでございます。

続きまして、災害見舞金につきましては、台風14号の被災に対する佐賀県市長会からの見

舞金でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料6 ページの下から3 番目をお願いいたします。

新市町村振興宝くじ、そして市町村振興宝くじの収益金交付金の確定に伴う補正を行っておるものでございます。

次に、建物総合損害共済災害共済金73万9,000円につきましては、施設の落雷被害などによる共済金の受入れを行ったものでございます。

続きまして、資料7 ページをお願いいたします。

款23市債、項1 市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとなっておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料3 ページから6 ページと併せて御覧ください。

まず目2 衛生債、節1 環境衛生債290万円の減額は、斎場改修事業の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目3 農林水産業債、節1 農業債370万円につきましては、防災重点ため池浚渫事業の決算見込みに伴う40万円の減額のほか、県営経営体育成基盤整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

次に、目4 土木債、節1 道路橋梁債40万円の減額及び節3 都市計画債30万円の減額につきましては、起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目5 消防債、節1 消防債80万円につきましては、消火栓新設の決算見込みに伴う増額でございます。

次に、目6 教育債、節1 小学校債100万円の減額及び節2 社会教育債250万円の減額は、起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目9 商工債、節1 商工債680万円につきましても、起債対象事業費の決算見込みに伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、9 ページ目をお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございます。

主なものとしたしまして、節1 報酬につきましては、会計年度任用職員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、特別職2 名及び職員78人分の人件費の決算見込みに伴います補正でございます。

節7報償費から、次のページの節24積立金まで、各節ともにそれぞれの決算見込みによる補正でございます。

続きまして、目2秘書費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、11ページをお願いいたします。

目5財政管理費につきましては、財務書類作成支援委託料の決算見込みによる減額補正を行うものでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、目7財産管理費、節2委託料、節13使用料及び賃借料といたしましては決算見込みによるものでございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、12ページ目をお願いいたします。

目12財政調整基金費の節24積立金でございます。

財政調整基金積立金8万6,000円の減額は、預金利子の決算見込みによるものでございます。

次の減債基金積立金につきましては、預金利子の決算見込みによる9万9,000円の減額、国スボ施設整備に伴う県からの補助金の確定に伴う66万5,000円の減額及び現在実施しております、各種起債事業の後年度の負担に備えるための任意の積立て分。

こちらとの差引き2億9,923万6,000円を補正し、全体としましては、2億9,915万円を補正するものでございます。

次に、目13公共施設整備基金積立金につきましては、預金利子の決算見込みによる9万3,000円の減額補正及び任意の2億円の積立て分として、差引き1億9,990万7,000円を補正するものでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

13ページをお願いいたします。

款2選挙費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費及び目2選挙啓発費は各節とも決算見込みによる補正でございます。

目3参議院議員選挙費及び14ページの目4知事選挙費につきましては、額の確定による補正でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

款9消防費でございます。

目1総務管理費、目2非常備消防費につきましては、それぞれ各節とも決算見込みによる補正でございます。

17ページをお願いいたします。

目3 消防施設費、目4 防災費はそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

#### 森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長

次に、款12公債費でございます。

目1 元金、節22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債元金の償還金の額の確定に伴います208万8,000円の補正を行っております。

また、目2 利子、節22償還金、利子及び割引料のうち、財政課分としましては、地方債利子の額の確定により、1,062万4,000円の減額補正を行っているところでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

款13諸支出金、項1 土地開発基金費につきましては、基金用地の貸付け料の決算見込みに伴う額を繰り出すものでございます。

以上で、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）、総務課、財政課、選挙管理委員会関係予算の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

#### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 松隈清之委員

2ページの利子割交付金の450万円の減額。結構こんなに違うって珍しくないですか。利子割交付金の減額って。

利子に関して、例えば5ページの財産収入のところも利子のほうが大分減額になっている気がするんですけど、何か見込みと違うところってあったんですか。

#### 石丸健一総務部長

非常に見込みが難しいところではございまして、ただ、利子割交付金は減額になっておりますけれども、株式等譲渡所得割交付金が増えております。

推測するに、利率が少ないので、そっちのほうにお金が出ているんじゃないかなというように推測はしておりますけれども。

はっきりしたことは分析できておりません。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

交付金なので、そこが読めないところは仕方ないと思うんですけど。

財産収入のそれぞれの基金利子の見込みって、基金自体が大体見えているんで、そんなに見込みと変わるってことなのか、そんな極端に——結構、1%とか5%未満の誤差の範囲だったら、割とそれぐらいは当然あるだろうなと思うんですけど。

10万円が1万4,000円とか、10万円が補正後1,000円とか、結構違うんで、よっぽどの見込み違いがあったのかなと。

分からなければ別にいいですけど。

#### **石丸健一総務部長**

金融機関等に預け入れを想定して予算のほうを計上させていただいておりますけれども、資金繰りで、一時借入れということで、出納室のほうで基金の借入れ等をするケースがあります。

その場合は、利率がぱっと落ちますので、今回資金繰りにかなり基金を使ったというふう  
に理解をしております。

#### **松隈清之委員**

5 ページのふるさと寄附金の7,000万円減額ですけど、全般的に寄附が少なかったのかなと思  
いながら、見ているんですけど。

一方で、9 ページの報償費、一般管理費のふるさと寄附金謝礼等の決算見込みの減額って  
160万円ぐらいしかないんですよ。

減っている額に比べて、謝礼金の減っている額が少なくないかなという気がするんですけ  
ど、このあたりはどうなんですか。

#### **古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

松隈委員の御質問にお答えします。

ふるさと寄附金につきましては、7,000万円減額ということで、本来であれば報償費のほう  
もそれに見合う割合の減額があるかと思いますが、ふるさと寄附金については、御存じのよ  
うに、鳥栖市のほうが、コカ・コーラさんの謝礼品が8割ぐらいを占めておりますが、見込  
みが難しいのが、コカ・コーラさんの定期便とか、数か月にわたるような定期便っていうの  
を謝礼品として選ばれる寄附者もございまして、それが一括して定期便ですので、一括して  
送るということではなくて、数か月にずれてくるということで、寄附者の方に届いてから、  
それから請求があるということで、年度をずれて請求されるようなこともありますので、な  
かなか難しいところでありますが、謝礼品については、寄附金額の7,000万円に見合うよう  
な額までは減額ができていないということでございます。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、実質的には謝礼品の金額自体も減っているんだけど、単年度で比較ができ  
ないということですね。

#### **古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

松隈議員が言われたように、定期便だと年度をずれて請求というのがどうしても出てしま  
うので、必ず寄附者の寄附と謝礼についてがずれてしまうというか、リンクしているとい  
うことではないと思います。

以上です。

#### **松隈清之委員**

どれだけ謝礼代がかかるかっていうことは、寄附の申込みの時点で分かるんだけど、実際、お金が出ていくタイミングが違うので、単年度で考えると、必ずしもリンクしないという理解ですね。分かりました。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

6 ページです。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入の節4 雑入のうちが一番上ですけれども、全国市町村職員研修助成金の額の確定による減額補正ということですからけれども、これの減額理由というのを教えてもらっていいでしょうか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分については、年間で全国市町村会の研修について予定しているんですけども、やはり本年度についても、コロナの関係も若干ありまして、実際の研修に行けなかったとか、そういうところで最終的な確定した分で落としているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

予定していた分のどのぐらい行けなかったとかっていうのはありますか。

#### **田中秀信総務課参事兼課長補佐兼職員係長**

当初は、アカデミーのほうと国際文化アカデミーというところで2か所研修派遣を予定したところでございますけれども、実際10名で計画していたところでございますけれども、実際に派遣できたのが5名。

先ほど、緒方次長のほうから言ったように、講座自体もコロナで、申し込んでいても中止になったケースもありましたので、こういった確定で減額となっているところでございます。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

研修自体がコロナで中止ということはもう仕方がないところかなと思うんですけど。

やはり研修が、今後必要になってくるのが、先進事例とか、吸収するところが必要だと思うんですけども、それに対する補填といいますか、研修ができなかったことに対して補うことってというのは、できましたでしょうか。

特になければ、なしで。

#### **石丸健一総務部長**

今おっしゃったことは非常に重要なことだと思いますけれども、実際のところ今年度についてはできておりません。

#### **牧瀬昭子委員**

来年度に繰り越して、されていくということで考えていてよろしいでしょうか。

分かりました。ありがとうございました。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

7ページの市債ですけど、消防債とか商工債は起債が増額になっているじゃないですか。

起債が増額になっているのは、どれだけ起債できるかが変わるか、事業費が変わるってことになるんですけど。

消防のほうは、これに合わせて事業費が何か上がっているかっていう予算は、今この補正では見当たらないんで、そこら辺は分かりませんか。

起債割合が上がったっちゃうなら、それはそれでいいんですけど。

**於保順一総務課防災係長**

松隈議員の先ほどの御質問にお答えします。

事業費としまして、こちら新設消火栓に係る事業費、これに充てる消防債となっております。この新設消火栓に係る経費が当初の予定よりも、具材費、あるいは人件費といいますか、労務費などの単価が上がったために、事業費が上がったものということでございます。

以上です。

**石丸健一総務部長**

補足いたします。

もともとの消火栓の新設の計画で起債の予算を計上させていただいておりましたけれども、計画よりも、実際の新設が多くなりましたので、起債のほうを増額いたしております。

予算については全体の枠の中で入り込んでおりますので、今回補正で、その分のプラスの予算、歳出のプラスの予算はございません。

**中村直人委員長**

いいですか。

**松隈清之委員**

結構です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者あり]

あるようでしたら、昼食のため暫時休憩いたします。

**午後0時1分休憩**





**石丸健一総務部長**

時期の部分は確かにあると思いますけれども、どちらかというとその内容ですね。

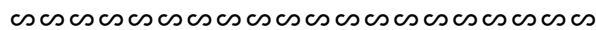
通常の営繕的な工事と、そういうプレハブとか、そういう特殊な部分についてはかなり値上がりがなされておるといふふうには聞いております。

**中村直人委員長**

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



**議案乙第9号鳥栖市一般会計予算**

**中村直人委員長**

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

**森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について御説明申し上げます。

なお、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款2地方譲与税でございます。

項1地方揮発油譲与税につきましては、令和4年度決算見込み等により、昨年度から500万円増の6,000万円の予算を計上いたしております。

項2自動車重量譲与税につきましても、令和4年度決算見込み等により、昨年度から500万円増の1億6,500万円を計上いたしております。

項3森林環境譲与税につきましては、令和元年度より創設されました譲与税でございますが、国税である森林環境税は、令和6年度からの徴収となることになっておりますが、前倒しで譲与税が交付されることになっており、前年同額の1,100万円を計上いたしております。

続きまして、款3利子割交付金でございます。

令和4年度決算見込み等により、昨年度より450万円の減額、350万円を計上しております。

次に3ページをお願いいたします。

款4 配当割交付金につきましては、前年度同額の2,000万円を計上いたしております。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和4年度決算見込み等から、昨年度より1,000万円の増、2,000万円を計上いたしております。

次に、款6 法人事業税交付金につきましては、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、令和4年度決算見込み等により、昨年度より3,000万円減の2億4,000万円の予算を計上しております。

款7 地方消費税交付金でございます。

令和4年度決算見込み等により、前年度より1億2,000万円増の18億円を計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

款8 ゴルフ場利用税交付金でございます。

こちらにつきましては、令和4年度決算見込み等から、昨年度から200万円増の1,500万円を計上いたしております。

次に、款9 環境性能割交付金につきましては、令和4年度決算見込みにより、前年度から300万円減の1,700万円を計上いたしております。

款10 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和4年度決算見込み等により、前年同額の1,900万円を計上いたしております。

款11 地方特例交付金、項1 地方特例交付金9,000万円につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、1,000円の頭出しを行ったものでございます。

次に、款12 地方交付税は、今年度9億円の予算を計上いたしております。内訳は、普通交付税6億5,000万円、特別交付税2億5,000万円でございます。

昨年度から5,000万円の増となっております。

続きまして、款13 交通安全対策特別交付金につきましては、令和4年度決算見込み等により、昨年度から300万円減の1,400万円を計上いたしたところでございます。

次に、款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料の電柱敷地料等332万6,000円は、九州電力やN T Tの電柱などの敷地使用料でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、6ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項3 委託金につきましては、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

款17 県支出金、項3 委託金につきましては、令和5年4月29日に満了を迎えます県議会議

員選挙の委託金でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地等の貸付料でございます。

続きまして、目2利子及び配当金でございます。

節1利子及び配当金といたしましては、6万9,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、都市開発基金利子によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、目2物品売払収入、目3証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しをしておるところでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

款19寄附金、項1寄附金につきましては、ふるさと寄附金になります。

主要事項は26ページのとおりとなります。

5億2,000万円を計上しているところでございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

次に、項20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、11億3,110万2,000円の取崩しを行っております。

次に、目2公共施設整備基金繰入金でございますが、新庁舎整備事業及び田代小学校大規模改造事業の財源として1億円を繰り入れるものでございます。

次に、8ページ目をお願いいたします。

款21繰越金でございます。

今回の予算編成に伴います繰越金として頭出しを行っているところでございます。

次に、款22諸収入でございます。

項5収益事業収入、目1競馬事業収入、こちらにつきましても、競馬事業の収入として頭出しを行っているところでございます。

次に、項6雑入、目3違約金及び延滞利息につきましても、頭出しを行っているところでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、目4雑入、節3消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金からの受入れ予定額を計上しております。

節4雑入のうち、全国市町村職員研修助成金につきましては、職員研修に係るものとなっております。

その下の生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金につきましては、職

員の検診に係るもので、佐賀縣市町村職員共済組合からの助成金でございます。

また、光熱水費雑入等を計上しているところでございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

続きまして、競馬事業雑入としまして100万円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

項23市債でございます。

市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で説明いたしますが、歳入に関わる分でございますので、一括して御報告いたします。

別冊の参考資料は3ページから5ページになりますので、起債一覧表と併せて御覧ください。

まず、目1総務債、節1総務管理債は、麓まちづくり推進センター改修事業として1億1,050万円。

新庁舎整備事業として9,240万円を計上いたしております。

次に、目2衛生債、節1清掃債750万円につきましては、次期リサイクル施設整備事業に関わるものでございます。

次に、目3商工債、節1商工債3,240万円につきましては、四阿屋周辺整備事業に係るものでございます。

次に、目4土木債でございます。

節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業として3億3,670万円を、節2河川債につきましては、河川浚渫改良事業として1,700万円を、次に、節の3都市計画債につきましては、公園整備事業として1億420万円を計上いたしております。

次に、目5消防債、節1消防債550万円は、防災基盤整備事業に係るものでございます。

次に、目6教育債でございます。

節1小学校債につきましては、田代小学校大規模改造事業として2億9,250万円。

旭小学校大規模改造事業として1億6,220万円を計上いたしております。

次に、目7臨時財政対策債でございます。

こちらは、地方交付税制度の振替措置として計上するものでございまして、1億円を計上いたしております。

歳入については以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入について説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費でございます。

目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会などの各種審査会委員の報酬及び育児休業代替会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、特別職2人及び部長以下の職員79人分の人件費等でございます。

続きまして、節7報償費は、弁護士、産業医等への謝金や報酬及びふるさと寄附金、寄附金の謝礼品代などでございます。

節8旅費につきましては、職員研修旅費や育児休業代替会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

節11役務費は、職員等の健康診断及びふるさと寄附金収納の手数料などでございます。

節12委託料につきましては、嘱託員委託料や職員の研修委託料、過去文書のPDF化業務委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金は職員研修等負担金、防犯協会補助金が主なものでございます。

目2秘書費の主なものにつきましては、節8旅費は市長、副市長及び職員随行の旅費、節9交際費は市長交際費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市長会関係等の負担金が主なものでございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

続きまして、14ページのみ5財政管理費、節8旅費から節18負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、15ページのみ7財産管理費のうち、総務課分につきましては、節10需用費につきましては、共用車のガソリン代や新旧庁舎の電気代などになります。

節11役務費は庁舎等に係る電話料などになります。

節12委託料につきましては、新旧庁舎清掃や当直警備に関する委託料などございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

同じく、目7財産管理費のうち、財政課分について、主なものについて御説明いたします。

節11役務費のうち、建物共済保険料、公用車の自動車任意保険料のほか、節18のうち、土

地開発公社負担金として、土地開発公社への開発負担金を計上いたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

目12財政調整基金費、節21積立金につきましては、基金利子相当額として、財政調整基金、減債基金へ積立てを行うものでございます。

目13公共施設整備基金費、節21積立金につきましても、基金利子相当額の積立てでございます。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、18ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費の主なものといたしまして、節1報酬は選挙管理委員会委員4人分の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、事務局職員3人分の人件費でございます。

節13使用料及び賃借料の主なものといたしましては、システム等借上料で、これは選挙投票管理システムのリース代でございます。

目2選挙啓発費につきましては、ポスターコンクール賞品代など啓発に係る経費などを計上しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

目3県議会議員選挙費につきましては、県議会議員選挙に係る経費を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものにつきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は消防・防災担当職員の3人分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、県防災航空隊負担金は、それぞれ構成団体のうち、鳥栖市の負担金でございます。

目2非常備消防費の主なものにつきましては、節1報酬につきましては、消防団員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、消防団員退職報償金等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、消防団員の活動服の購入などでございます。

節18負担金、補助及び交付金は、公務災害補償組合への負担金や退職報償金負担金などでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものにつきましては、節10需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設に係る上下水道局への負担金

でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

目4防災費の主なものにつきましては、節11役務費の通信運搬費はコミュニティ無線システム65局分の使用料などでございます。

節12委託料は、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料などでございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎建設に伴います消防防災無線関係機器の移設工事費でございます。

28ページをお願いいたします。

令和4年から5年にかけて実施する分の継続費となっているところでございます。

続きまして、23ページに戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、県防災無線連絡会負担金や自主防災組織補助金などでございます。

以上でございます。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

続きまして、24ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込額16億7,892万6,000円を計上いたしております。

同じく、目2利子でございます。

財政課分といたしましては、地方債の利子1億2,124万1,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節27繰出金につきましては、基金の預託利息と基金用地の土地貸付け相当額を計上いたしております。

次に、項2公営競技収益金貸付基金支出金、目1公営競技収益金貸付基金支出金、節23投資及び出資金は、公営企業収益金貸付基金支出金として頭出しを行ったものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

款14予備費でございます。

予備費として昨年と同額5,000万円を予算計上いたしております。

以上で、議案乙第9号令和5年度一般会計予算のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

5ページの地方交付税についてですが、本年度は前年度に比べて5,000万円増えているとい

うことですが。

単純に言って、基準財政収入額と需要額の差ということだろうと思うんですけど。

増えた理由っちゅうのは特別に何かありますか。

#### **森岡敬晶財政課長補佐兼財政係長**

尼寺議員の質問にお答えいたします。

国のほうから地方財政計画等提示されておりますが、国のほうでも税収のほうで、今上振れしておる状況でございます。

交付税については、予算を昨年より0.2兆円を上回る確保されているということで、今回、地方交付税につきましては、増額という通達が出ております。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

単純に国のほうからそれだけの予算を組んだ。だから、結果として鳥栖市もそうなったと。

今の話はそういうこと？国のほうで財政計画として、この分を増やしたと。

だから、本市においてもこれだけ増えたんだと、そんな理解でいいわけ。

#### **石丸健一総務部長**

大きな考え方はそうです。

実際に、基準財政収入額と需要額の計算をした結果、これぐらいは伸びるだろうというふうに、先ほど課長補佐が申し上げた状況も踏まえ、予算を計上させていただいております。

#### **尼寺省悟委員**

変わりますけど、地方交付税と例のマイナンバーカード交付率。

交付率が高いところについてはそれだけ増やすというふうなことが、たしか今年度からやるというふうなことを聞いているんやけれども。

今年度500億円増額をして、これについては、交付率の上位3分の1の市町村が達している、交付率以上の市町村については、カード交付率に応じた割増し率によって上乘せがあると。

そういうふうに聞いておるんやけれども、これは、そういう理解でいいわけ？そういうことだと。

#### **石丸健一総務部長**

私たちが報道によってしか把握ができておりませんで、実際は――要は算定するとき、俗に言う、夏の友というのがありますけれども、そこで細かな数字が出てきますので。

その辺でないと、私どもとしても、議員がお持ちの情報ぐらいしか現在のところ持っておりません。

#### **尼寺省悟委員**

ここから先を聞いたかったけれども、何でこんなことをするのかということに対して、いや、それは交付率が高いところ、マイナンバーカードの交付率が高いところについて、それ



だけ財政需要が増えるからなんだと。

要するに交付率が高いとか、それだけこの件に関して出すお金が増えるから、その分として増やすんだというふうなことを言っているわけ。国会のほうで。

じゃあ、その財政需要が増えるのは具体的に何かっていったら、例えば、マイナンバーカードをコンビニで出すことによって、例えば、鳥栖市の場合だったら、市役所だったら300円のところが200円というふうなことで増えるから、これだけするんだというふうなことを言っているんやけれども。

たったそれだけのことで500億円というふうになるのかなという疑問があるんやけど、その辺何か分からないですか。財政需要とかいうのは。

#### **石丸健一総務部長**

様々な部分に影響してくるかと思えますけれども、個別に交付率が上がった分でどれくらい歳出が増えるかという計算はできておりませんのであれですけど。

ただ、増えれば当然、先ほどおっしゃったように、マイナンバーカードを使つての証明発行等はプラスアルファで支出が出てきますので、そういう部分は出てくるかと思えます。

#### **尼寺省悟委員**

マイナンバーカードについては、またほかのところで聞きますけど、やっぱり最大2万円というポイントがあるからということで、あんだけやるとか、自治体に対しても交付税च्छゅうそもそもその制度の趣旨が違うつたい。

要するに、全国どこでも、財政的に豊かなところでも、そうじゃないところでも一律に標準行政サービスするために地方交付税があると。

にもかかわらず、こんなことやって、言葉悪いけど、馬の首に人参下げて、ほら、やれやれ、というようなことしか聞こえへんので。ちょっとその辺があるんやけれども。

で、もう一つ聞きたいのは、これが最終的に分かるのは、年度末になるわけ？年度末の地点で交付率が幾らかというのが分かって、そして仮に鳥栖市が3分の1に達したとするならば、そこにおいて交付税の上乗せかなというふうに考えていいんですか。

#### **石丸健一総務部長**

毎年確定して、補正で金額について予算計上をさせていただいております。

大体9月ぐらいになるのではないかとこのように思っております。

#### **尼寺省悟委員**

ただ、交付率が分かるのは9月じゃなくて年度末にしか分かんわけでしょう。

だから、その地点で判断して、どうこうというのはならないと、このとおりだとすると。

#### **石丸健一総務部長**

計算の方法が、例えばいつ時点でとかいうふうに多分されるんじゃないかなというふうには思っております。

まだその辺の詳細は、把握できておりません。

#### 尼寺省悟委員

執行部としては、マイナンバーカードとの関連については、十分に承知していないということになるわけ。

そういう答弁でいいわけ。

#### 石丸健一総務部長

カードを発行することによって様々なサービスがなされますので、それによって支出のほうは当然、増えるというふうに理解をしております。

ですので、そういう趣旨で、国のほうは制度設計をされているものというふうに考えております。

#### 尼寺省悟委員

私が最初に聞いたときに、あなたは交付率に応じて、後で交付税が積み増しされるというふうなことだということについて、それは報道でしか知っていないって言ったんで、それ以上のことについては承知していないと、そういう理解でいいわけ。

#### 石丸健一総務部長

詳細については存じておりません。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 牧瀬昭子委員

6 ページをお願いしたいんですが、款18財産収入、項 1 財産運用収入の京町ビル敷地等貸付料ですが、本年度が98万4,000円の増額になっている理由を教えてください。

#### 下川広輝財政課長補佐兼管財係長

京町ビルの敷地料の増額についてお答えします。

積算の根拠の中に路線価格の基礎が入っております。路線価格が上がっている部分で金額が上昇しております。

#### 牧瀬昭子委員

分かりました。

もう一つ、12ページをお願いしたいんですが、一般管理費の節12委託料の中の過去文書PDF化業務委託料4,441万1,000円についてですが、4,441万円っていう、この量がどのぐらいあるものなのかなというのがある。とても巨額なので。

#### 小森敏幸総務課文書法制係長

物量としましては書類ですね、モノクロでおおよそ323万枚、図面類が約2.5万枚、そして航空写真が2,000枚でございます。

#### 牧瀬昭子委員

どんなふうに積算して4,441万円だったのか教えてください。

**小森敏幸総務課文書法制係長**

これが2年がかりの事業となっております。令和4年と5年と2か年にまたがって行っている事業でございます。

令和4年の1年をかけて、今のところの実績を見たところ、現予算で対応できるか分からない点もありましたので、各課に1年目にした調査よりも、より詳細に倉庫を探っていたら、枚数をできるだけ精査していただいたような形で調査をしております。

各課照会の結果でございます。

**牧瀬昭子委員**

何年分になるんですか。全体で。

**小森敏幸総務課文書法制係長**

これが平成16年度から令和3年度前半までです。

**中村直人委員長**

ほかに。

**下川広輝財政課長補佐兼管財係長**

先ほどの牧瀬議員の御質問に補足をしたいと思います。

京町ビル敷地等の金額が上がった根拠ですけど、先ほど言った相続税路線価の積算根拠が増えたというのに足しまして、もう一つ、職員駐車場の貸付けを新年度から行うようにしております。その分で金額が増加しております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

すいません、つけ加えていただいてありがとうございます。

この京町ビル敷地等貸付料っていうものの中に駐車場があるっていう理解でよかったですか。

**石丸健一総務部長**

もともとの京町ビル敷地等のほかに、現在、職員駐車場の仮駐車場を県有地で借りておりますけれども、3月いっぱいまで4月以降は契約の延長は行わないようになりましたので、旧トスパレス跡地を——今は工事関係車両の駐車場で貸出しをしておりますけれども、それがなくなりますので、そこに職員の仮駐車場を置く予定にしておりますので、その分の使用料でございます。

**牧瀬昭子委員**

具体的にありがとうございます。

何人分ぐらいの駐車場になりますか。

**下川広輝財政課長補佐兼管財係長**

約40名分をお願いしております。

**中村直人委員長**

ほかにございせんか。

**伊藤克也委員**

すいません、15ページの委託料で庁舎管理委託料ですが、今の庁舎と新しい庁舎になることによって、何か違いがあるのか、金額的なものも含めて教えていただければと思います。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

庁舎が新庁舎に変わることによりまして、清掃業務等でいいますと、清掃の面積等が大幅に広がります。

また、エレベーター等も増えますので、そういうことによって委託料が増えていくというところが大きな原因の一つとなっております。

**伊藤克也委員**

すいません、金額的にどれぐらい増えたんでしょうか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

金額等については、今確認をいたしますので少々お待ちください。

**古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

伊藤議員の御質問にお答えします。

委託料がどのぐらい変わったかということですが、令和4年の委託料が、本庁舎の委託料、別館を含みますが、3,400万円程度が、令和5年の予算では委託料は8,600万円程度になります。

以上です。

**伊藤克也委員**

倍以上に上がっているっていうふうなことですよね。

今課長から説明があったように、もう清掃業務が大幅に増えるというふうなことですか。それとも、ほかにも何か要因があるんでしょうか。

**古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

内容についてですが、伊藤議員が言われたように、清掃が——先ほど課長が言いましたように、清掃の面積は今の庁舎の約1.55倍の面積になっています。

それから、先ほど言いましたエレベーターについては増大しております。

それと、トイレについても設備について、トイレの箇所数、便器の数についても増えております。

それから、それに付随した設備、そういったものの増額ということになっております。

以上です。

**伊藤克也委員**

この契約っていうのは、1者の契約ですか。

それとも数者にまたがった契約になっているのでしょうか。

**古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

伊藤議員の御質問にお答えします。

大きく分けますと清掃、それから設備、それから警備があります。

それとあと樹木関係とか、既存からしておりました委託料について数者にわたります。

以上です。

**伊藤克也委員**

紙の資料とかで準備できますか、これ。

**中村直人委員長**

資料の要求があっておりますが。

**石丸健一総務部長**

準備いたします。

あと、これ全て入札を行う予定にしておりまして、現在予定価格で予算を計上させていただいております。

したがって、入札の結果、金額が大幅に下がるということは、そういう場合もあるということなので、入札が終わった来年度はきちんとした委託料、数年の契約をしますので、そういう金額。

来年はがばっと多分下がるのではないかというふうに思っております。

**中村直人委員長**

資料をお願いします。

ほかにございませんか。

**和田晴美委員**

2点ほどお尋ねさせていただきます。

私も15ページに1点御質問ございます。

備品購入費のほうに自動車購入費とありますが、これは何台でしょうか。

例えば、廃車っていうか、もう処分する台数があつて、その増減とかも含めて教えていただけますでしょうか。

**古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

和田議員の御質問にお答えします。

公用車の購入台数ですが、4台になります。廃車する台数も4台で、買換えという形をしたいと思います。

以上です。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

もう一つ、ふるさと納税についてですけれども、ここ数年、私が関わりだして、最初5億6,000万円から5億3,000万円、そしてまたさらに下がっております。

思いとしては、寄附金が増えることを願っていますし、例えば、サイトのほうも令和4年で2社ほど増やして、上がる期待もしているんですけれども、効果がこれから出てくるのかなと思っておりますけれども。

ぜひとも6億円、10億円ぐらいになってほしいなという思いがあるんですが。

これについて、もうちょっと攻めていってほしいんですけれども、令和5年の対策的にございましたら、お願いいたします。

#### **古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

和田議員の御質問にお答えします。

ふるさと寄附金については、御指摘いただいたように残念ながら2か年減少になっております。

ただ、令和4年度については、以前の委員会でもお答えしましたように、JALとANAとサイト数を増やしております。

それとあとパートナーサイトについて2つ増やしております。

ただ残念ながら、ふるさとチョイスを以前から入れておりましたが、全国的に減少傾向にありまして、今、楽天とふるさとチョイスという2本立てのサイトで募集をしておりますけれども、そこが2本ですので、大きくその減額が影響したということになっております。

方向性としては、以前お答えしましたように、民間サイト、ウェブサイトを増やしていくという方向で、令和5年度についても、また予算の中で1つ大きなサイトを増やしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

#### **和田晴美委員**

すいません、詳細について同じ質問でございますが、増やしたANAとJALについては、どうでしょうか。

効果的に上がったかっていう御様子など分かりましたら教えていただけますでしょうか。

#### **古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長**

和田議員の御質問にお答えします。

JALとANAについては、大きなサイトではございませんので、毎日高額な寄附金が入ってくるということではないんですけれども。ただ、ふるさとチョイスの穴を埋めるまではないんですけれども、毎日定期的に寄附金を頂いているという状況になっております。

以上です。

#### **中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



## 議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

### 中村直人委員長

続きまして、議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料につきましては、タブレット送信します。

それでは、執行部の説明を求めます。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お手元の議案説明資料に沿いまして御説明させていただきます。

議案説明資料の4ページの条例案等の概要をお願いいたします。

議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当は総務課となっております。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴いまして、条例中の引用法令の変更や審査会の調査権限、委員または委員であった者が職務上知り得ることができた秘密を漏らした場合の罰則について追加するものとなっております。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

以上で甲議案の説明を終わります。

### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



報告（総務課）

## 鳥栖市地域防災計画の修正概要

### 中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

説明を求めます。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お手元にあります、議案外資料を基に説明をさせていただきます。

鳥栖市地域防災計画の修正の概要となっております。

この鳥栖市地域防災計画につきましては、国の防災基本計画ですとか、県の地域防災計画の修正に伴いまして、上位計画と整合性を図るために修正を行うものとなっております。

主な修正の項目といたしましては、(1)本市の災害の特性の修正ということで、令和元年、令和3年に発生した集中豪雨、また平成28年の熊本地震等の被害の状況等の掲載をしているところです。

また今回、佐賀平野北縁断層帯ですとか、日向峠一小笠木峠断層帯が見つかりまして、そのことに伴いまして、最大震度7の地震が発生したときの予測等を追加しているところになります。

2つ目といたしましては、国の防災基本計画の修正等を踏まえまして、避難勧告を廃止いたしまして、避難指示に一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うということを追加しているところでございます。

その他といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策等の追加、また災害対策基本法の改正等を踏まえまして、個別避難計画の作成の義務化等の追加をしているところでございます。

また、その他といたしましては、罹災証明の書類等について、国の様式に合わせるとか、あと、災害協定の締結先のリスト等の更新をしたところでございます。

この分につきましては、令和4年2月、令和4年5月に会議を開きまして、その内容について県に送りまして、県からの意見を反映し、令和5年2月28日に防災会議を開いたところでございます。

この内容につきましては、今日報告をさせていただいて、市民の方には3月9日にホームページ上で公開し、周知することといたしているところでございます。

以上でございます。

### 中村直人委員長

それでは、議案外の報告を受けましたが、この際、皆さんのほうから確認しておきたいことなどがありましたらお願いしたいと思います。



**牧瀬昭子委員**

御説明いただきました災害対策基本法の改正を踏まえた主な修正の一番上ですね。

個別避難計画の作成義務化っていうところで、これは義務化っていうのは市がしなければならぬということよろしかったですか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分につきましては、国のほうで制度が義務化されまして、市が主体となって関係機関と連携して、必要に応じまして、個別の避難計画を作成するという形になっております。

この分は会議等を行いまして優先順位の高いものから順に計画を作成しているということで聞いております。

この部分は福祉部局が担当しておりますが、現在、対象者が247人でそのうちの114名分について作成が進んでいるというふうにお伺いしております。

**牧瀬昭子委員**

残りの方の分というのは、大体どのぐらいを目安に全部終わる見込みっていうのは、何か出ていますか。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分につきましては、関係機関と連携をしながら計画をつくっているということで、介護の包括支援センターであるとか、様々なところと連携をしながら進めているというふうに聞いております。

最終的には、やはり時間がかかりますので、いつまでというところまではお伺いしていないところでございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、議案外の報告を終わります。

以上で総務課、財政課、選挙管理委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

**午後 2 時 1 分休憩**



**午後 2 時 4 分開会**

**中村直人委員長**



## 中村直人委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

## 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、庁舎建設課関係分について御説明をさせていただきます。

総務常任委員会資料6ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、現庁舎本館の解体工事費に対する補助金でございます。

9ページをお願いいたします。

節23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債の新庁舎整備事業につきましては、現庁舎本館の解体工事に係る市債でございます。

歳入については以上でございます。

## 有馬秀雄契約検査課長

続きまして、歳出になります。

委員会資料16ページをお願いします。

目8契約検査費651万6,000円につきましては、契約事務に要する経費として、節8旅費、節10需用費、節11役務費、節13材料及び賃借料、節18負担金、補助金及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

## 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

17ページをお願いいたします。

次に、目14新庁舎整備の主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、廃棄物収集運搬委託料につきましては、不要となる物品等を廃棄するための委託料、また、落成式典の開催業務、新庁舎への移転業務の委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、現庁舎の本館、北別館、東別館の解体工事費、また南別館改修等の工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、新庁舎用の備品購入費でございます。

また、27ページになりますけれども、27ページには令和5年度分の事業内容を記載をいたしているところでございます。

以上で議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、庁舎建設課関係分について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**尼寺省悟委員**

今、言われた17ページの落成式典開催業務委託料250万円。

いつ頃、どれぐらいの規模でやろうとしているのか、簡単でいいですけど。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

日時につきましては、令和5年の5月の連休の最後の日に計画をいたしておりまして、招待者といたしましては、市議会議員の皆様をはじめとして100人程度を計画しているんですけども、詳細につきましては、今、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子委員**

同じく17ページですけれども、節12委託料の一番上、廃棄物収集運搬委託料についてですが、1,648万円ということですが、この積算の費用根拠っていうか、どのように計算されましたでしょうか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

一般廃棄物といたしまして、文書などの廃棄物ですけれども、41トンを目安にいたしております。4トンのパッカー車で延べ17台の運搬を予定いたしております。

それ以外の木製であるとか、そういったものの一般廃棄物につきましては、全体で20トン程度を予定しております、4トントラックで延べ8台程度の運搬を予定いたしております。

それと、産業廃棄物、金属、廃プラスチック関係を1,200立米予定いたしております、4トントラックで154台程度の運搬を予定いたしております。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

154台にちょっと驚いたんですけども。どのぐらいの期間で搬出されますか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

具体的にはこれからになるんですけども、新庁舎が完成いたしまして、5月までの間に本庁舎から新庁舎のほうに移転をして、その後、再利用できる分は再利用しながら、残った分を運搬してまいりますので、また残った量で運搬に関しては、昼間の時間帯にはなると思っておりますけれども、計画を立てていきたいと思っています。

**牧瀬昭子委員**

お話の中で再利用できるものとかっていう話が出ましたが、それはまた別の運搬の費用

になりますか。それとも込みになっていますか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

一般的にそういった再利用させていただくものにつきましては、再利用される方が運搬していただくような形になるのかなというふうなことで考えております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

その方は、というふうにおっしゃっていましたが、募集をかけられて、取りにこられま  
すかというようなことをされるということですか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

どのような形で再利用していただくかというのは、まだ検討中でございます。

**牧瀬昭子委員**

意見として、できるだけ廃棄にならないように、できるだけ多くの方に少しでも使っ  
ただけるように、手だてをしていただければなと思いますので、広報活動とか、ぜひよろし  
くお願いします。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

今の再利用に御確認をしたいんですけども。

市の備品、そういうリサイクルに関して、リサイクルというか、引き取って差し上げるっ  
ていうことなのかな。

普通の方が来て、どういう形でリサイクルを考えているのか。その場合、そもそもそれが  
できるのか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

今のところ計画しているのは、市の関係施設、例えば、小学校であったりとか中学校であ  
ったりとか保育園であったりとか、まちセンであったりとか。

そういったところに、御希望あれば使っていただきたいなというふうに思っています。

何分もう購入してから、古いものですから、随分傷みも激しいもので、本当に一般の方  
に譲りできるのかは、これからになると思います。

基本は市の関連施設でというふうなところで考えております。

**松隈清之委員**

分かりました。財産の処分の仕方として、それが問題なくできるのかってところも、  
ちょっと一般の方に――市の関連施設が市の施設とかっていうのは、物が移動するだけなん  
で、財産を処分しているわけじゃない、移動しているだけじゃないですか。所管が変わった

りするはけれども。

例えば、民間の人がこれを欲しいと言ったときに、売却するわけではないじゃないですか。

で、市もまだその時点では捨てていないってことですね、財産として。捨てた後にそれを引き取っていつているのか。

でも捨てるとなると、捨てる責任をそこで果たしていないことになるわけでしょう。

本当は捨てるってなると、処分をする、運搬する責任が、もともと持っている人に出てくるじゃないですか。そこに勝手に捨てるわけにいかんから。

所有権を放棄して、それを誰かが持っていく。そこに市の財産としてあるのか、そもそもそれを譲る時点で。

そこら辺の整理はされているのかなと思って。

### **石丸健一総務部長**

先ほど課長が申し上げたように、キャビネットとか、そういうのはもう向こうに持っていない部分っちゃうのはもうあるので、そういうのは関連施設のほうでお使いいただきたいなという気持ちを持っています。

そのほかに、実際使えるものが、なかなかぴんとこない部分がありまして、詳細までまだ把握ができていないということもありますので、実際、今、松隈委員がおっしゃったように、どこまでできるかとか、そもそもできるものがあるかとか。

あと、市の財産でございますので、その辺は慎重にしくちやいけないかなというふうに思っております。

### **尼寺省悟委員**

その関連ですけど、例えば、議会の、この目の前にあるこの机とか椅子とか、私たちのとか、あの辺については、どんなふうにするわけ。持っていく、処分するとか。

どういう基準で、その辺は決めるつもりなのか。

### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

基本的には使う方向で考えているんですけど、委員会のこの机、この机は基本的には使わないというか、新庁舎では新しく購入するような形でやっています。

基本的に使えても古くなっている分に関しては、買い換えるような形にはなっています。

### **尼寺省悟委員**

例えば、この机もまだまだ新しくて、十分使えそうな気がするけど、その辺の基準、基本的にもう一切備品については使わんで、新しいものにするということ。

### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

新しいものではございませんけれども、新庁舎のほうで、例えば、9月の議会のほうで議決いただきました備品購入の中で、机であったりとかキャビネットであったりとか、そういったものは購入をさせていただきます。



#### 中村直人委員長

ただいまの報告で何か確認したい点があったらお願いしたいと思います。

#### 尼寺省悟委員

売店ですけれども、また下でやっている相手の方は継続して、新庁舎でできないという話を聞いたけど、それはそういうこと？

#### 石丸健一総務部長

先ほど課長が報告したように、まずは障害者団体に配慮をするということで、障害者団体のほうに公募をかけております。

で、結果的に辞退をなされましたので、もともとその場合は一般公募に切り替える予定にしておりましたので、今回、一般公募ということで応募していただくことは可能でございます。

#### 尼寺省悟委員

だから、今の売店をされている方が、応募すればできる可能性があるということですね。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 伊藤克也委員

食堂に関しては、鳥栖飯店さんが引き続き営業していただけるということで、ありがたいというふうに思っています。

ただ、お昼だけのぎりぎりの中で、恐らく今も運営をされているでしょうし、これからも恐らくぎりぎりの中で運営をしていただくんだらうなというふうに思うんですが。

引っ越しの際に機材等結構あると思うんですが、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

#### 石丸健一総務部長

厨房等の設備については、必要最低限の整備をするようにいたしておりますので、その中でできるだけ配慮して行っていきたいというふうに思っております。

#### 伊藤克也委員

十分に配慮していただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 森山林委員

関連ですけど、広さは今の施設とどげなふうですか。大きさは。

#### 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

現在が厨房と食堂を含めまして、約130平米程度ございますけれども、新庁舎では約100平



米程度になります。

計画の段階で、鳥栖飯店さんの継続意向、そういったものを確認しながら、設計してきたわけですけれども、その時点で一度続けないというようなお話もございましたので、こちらのほうでこのぐらいの規模だろうなというふうなことを想定いたしまして、今回、食堂の工事のほうに入っていったところでございます。

鳥栖飯店さんが続けられるという意思表示をされたのは、もう工事に入った後でございましたので、この面積になっております。

#### **森山林委員**

食べる席はどれくらい——今のからするとどうですか、広くなるんですか、狭くなるんですか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

食堂の部分だけで申し上げますと、今が92平米。新庁舎の食堂部分が約70平米になりますので、席数としては少なくなっておりまして、約22平米ほど少なくなっております。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

それでは、報告事項についての質疑を終わります。

あと、出納室、議会、監査の審査を行いますので、暫時休憩いたします。

#### **午後 2 時25分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooo

#### **午後 2 時30分開会**

#### **中村直人委員長**

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

#### **出納室・議会事務局・監査委員事務局**

#### **議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）**



## 議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

### 中村直人委員長

次に、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

### 武富美津子議会事務局長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、出納室、議会事務局、監査委員事務局関係につきまして御説明申し上げます。

委員会資料10ページをお願いいたします。

それでは、歳出のうち、款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものにつきまして御説明申し上げます。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、議員22人分の人件費及び事務局職員7人分の人件費を計上いたしております。

節8旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議長会関係の議員旅費並びに本会議等の出席費用弁償を計上いたしております。

節11役務費につきましては、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、議事録検索システム等の借上料が主なものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、新庁舎におけるインターネット環境整備に係る工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、議長車の新車購入につきまして、今年度中に納車の見込みが立たなかったために令和5年度に改めて購入するための費用を計上させていただいております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等の負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

### 青木博美会計管理者兼出納室長

続きまして、委員会資料14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節10需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書、監査意見書等を作成する経費で

ございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、金融機関における市民税などの口座引き落としや、窓口収納の手数料、指定金融機関である佐賀銀行の公金取扱い事務の手数料などでございます。

#### **山津和也監査委員事務局長**

続きまして、委員会資料の20ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節8 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の各監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

節12 委託料につきましては、専門的な工事監査を行うため、技術専門家に監査業務を委託するものでございます。

以上で、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、議会事務局、出納室、監査委員事務局分の説明を終わらせていただきます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

10ページの議会費についてお尋ねします。

節12 委託料の2段目のインターネット議会映像配信業務委託料ですが、新庁舎になって若干ですけど、4万9,000円ほど値上がっているのかなと思うんですが。

今までやっていたことと、変更される点とか、何か変化はありますか。

#### **武富美津子議会事務局長**

4月、5月分につきましては、旧庁舎ということで、5月以降につきまして、新庁舎のほうということで、1か月ぐらいちょっとかぶる期間もございまして、若干値段が上がっているかと、特に大きく変わったところはないということで聞いております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

では、カメラの質とかが向上することによる、配信の中身が変わるとかもないということですね。何にも変化がないってことですね。

#### **中村直人委員長**

いいですか。

#### **武富美津子議会事務局長**

すみません、画像の質等はこちらのほうに関係しておりませんので、これが通信の委託料という形になりますので、画像の質等につきましては、細かくは把握できておりません。

申し訳ございません。

**牧瀬昭子委員**

もう一つ、先ほど補正のときにおっしゃってあった、11ページの議会費の備品購入費の自動車の購入費ですが、補正のほうでは300万円だったと思うんですが、今回、310万円ということで10万円増額になっていますが、この理由って何がありますか。

**武富美津子議会事務局長**

前回からまた見積りのほうを取り直しまして、物品関係の値上げ等とかがあっておるかと思しますので、その分が若干上がっているのではないかと思っております。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため暫時休憩いたします。

**午後 2 時41分休憩**

oo

**午後 2 時57分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

oo

**企画政策部**

**議案乙第 3 号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）**

## 中村直人委員長

これより企画政策部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

## 松雪努企画政策部長

企画政策部の審議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）、それから議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算、そして議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例ということで、企画政策部は3本の御審議をお願いするようしております。

まとめて御挨拶をさせていただきますが、一般会計補正予算（第9号）につきましては、事業の見直しによるもの、それから決算見込みによるものがほぼ主なものでございます。

それから議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算につきましては、企画政策部全体で歳入1億10万7,000円、歳出4億4,214万5,000円となっております。

主な事業といたしましては、主要事項説明書にも掲げておりますとおり、自治体DXの推進、それから、東京圏からの移住支援に係る要件、金額の拡充、これが主なものとなっております。

そして、議案甲第5号につきましては、オンラインでの申請等を一括して可能にするための条例でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

それでは、詳細はそれぞれ担当課長から御説明をいたします。

## 山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

説明はタブレットに配付しております、総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に係る現行システムの仕様と、国の仕様書との比較作業について、当初、今年度に税関係業務及び福祉関係業務も予定しておりましたが、福祉関係業務等につきましては、国の仕様書の大幅な改版が見込まれることから、改めて令和5年度に比較作業を行うこととしたことが主な要因でございます。

マイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、市民課が発送するマイナンバーカード交付通知書に係る郵送料及び市民課において任用しております、会計年度任用職員の時間外勤務手当の決算見込み等によるものが主な要因でございます。

マイナポイント事業費補助金につきましては、庁舎1階の特設コーナーにて対応しております、ポイントの付与等に係るサポートに関し、当初の予定よりも市民の皆様が多く来庁されていることから、市民課において任用しております、会計年度任用職員の経費にマイナポイント事業費補助金を充てることとしたため補正するものでございます。

#### **向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1,226万7,000円を受け入れるものでございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、説明事項の上から土地利用規制対策交付金から、一番下のさが暮らしスタート支援事業費補助金につきましては、それぞれ額の確定、決算見込みにより補正するものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節5統計調査費委託金71万9,000円の減額補正につきましては、住宅・土地統計調査委託金から就業構造基本調査委託金まで、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

#### **向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

4ページをお願いいたします。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金の説明事項の企業版ふるさと寄附金並びにまち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金につきましては、それぞれ寄附があったものを受け入れるものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入のそれぞれ決算見込みによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節8旅費、節11役務費及び節17備品購入費につきましては、決算見込みによるものでございます。

目4情報管理費、節8旅費及び節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによるものでございます。

節12委託料につきましては、27手続に係る行政手続のオンライン化に使用するサーバーについて、インターネットと内部ネットワーク、LGWAN回線でございますが、の接合部、

I T用語でDMZ領域と申しますけれども、その仕様の確定、並びに歳入で御説明しましたように、福祉関係業務等について、令和5年度に改めて仕様の比較作業を行うこととしたことが減額補正の主な要因でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、今年度の10月に入れ替える予定であったパソコン190台分でございますが、半導体不足の影響を受けまして、パソコンの賃貸借契約が遅れ、令和5年3月に入れ替えることとなり、5か月分の賃借料が不要となったことが減額補正の主な要因でございます。

#### **向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

6ページをお願いいたします。

目9企画費、節7報償費、節10需用費、節12委託料、節18負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ決算見込みにより、額を確定させるものでございますが、特に節18の下から3番目の地方創生移住支援金の決算見込みによる減額につきましては、実績といたしまして、単身世帯1件、それから世帯が3件、子供加算が5名ということで、それぞれ補正をしているものでございます。

一番下のさが暮らしスタート支援事業費補助金につきましては、世帯を2件、それから単身世帯を3件見込んでおるものでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

7ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、節8旅費及び節11役務費につきましては、決算見込みによるものでございます。

目2基幹統計費、節1報酬から節13使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによるものでございます。

以上、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、企画政策部関係についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。質疑を終わります。





## 中村直人委員長

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

## 山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

総務常任委員会資料及び主要事項説明書により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料688万円につきましては、民間事業者へのアウトソーシングに伴う市庁舎南側の情報センターの貸付けに伴う土地建物の使用料でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金2,381万1,000円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に係る事業に係る補助金でございます。

マイナンバーカード交付事務費補助金3,137万4,000円につきましては、マイナンバーカード交付事務などに要する経費の補助金でございます。

## 向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の説明欄のうち上から3つ目でございますが、移住支援事業補助金として749万7,000円。

さが暮らしスタート支援事業費補助金として405万円。

K I Z U K I ・看板改修支援事業費補助金として174万8,000円を受け入れるものでございます。

## 山本英規情報政策課長

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、説明欄上段の県広報紙配布委託金253万8,000円につきましては、県広報紙の県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

節5統計調査費委託金490万4,000円につきましては、令和5年度に実施される国の住宅・土地統計調査などの基幹統計調査に係る事務委託金並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内板広告収入につきまして、それぞれ年間見込額を計上いたしております。

ます。

また、光熱水費雑入は、アウトソーシングに係る情報センターの光熱水費として754万4,000円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、記者室の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節10需用費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、毎月第3週の日曜日から土曜日まで、1日5回放送しております、市政等に関する情報番組、テレビ広報とすの収録放送に係る経費が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、市ホームページのサーバーシステムの使用料が主なものでございます。

次に、目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節10需用費につきましては、情報関連機器のプリンターのトナーなどの消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節11役務費につきましては、庁外施設のネットワーク通信料、インターネット接続料でございます。

節12委託料につきましては、主要事項説明書の5ページをお願いいたします。

事業名自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の「自治体DX推進計画」により、自治体情報システムの標準化・共通化を推進し、業務の効率化や住民の利便性の向上を図るものでございます。

事業内容といたしましては、令和7年度を目標に、自治体の基幹系システムの標準化・共通化及びガバメント・クラウドへのシステム移行を行うこととされており、令和5年度においては、児童手当、子ども・子育て支援ほか7業務について国が示す標準仕様との比較検討作業に係る経費として1,224万6,000円、文字基盤の同定作業に係る経費として293万円を計上いたしております。

次のAI・RPAの利活用促進につきましては、事務作業の負担軽減を図るため、AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、業務の効率化を推進するものでございます。

経費といたしまして、AI・RPAの利活用促進に係る経費として628万7,000円を計上いたしております。

常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

節12その他の委託料といたしましては、基幹系システム及び内部情報システムの端末やプ

リナー等の関連機器及び佐賀県公共ネットワーク機器の新庁舎への移転に伴う経費が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システムの使用料、内部情報システム、基幹系システム及び内部情報系システムの端末やプリンター、ネットワーク機器及びそれらの関連機器、新庁舎L G W A N無線環境機器、ネットワーク強化の環境構築に必要な機器などの賃借料が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町等を結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金のほか、自治体情報センターセキュリティ対策のためのセキュリティクラウドの負担金及びマイナンバーカード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

#### **向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

次に、目9企画費のうち、節12委託料の下段の分ですけれども、定住交流促進情報発信事業委託料として220万円計上しております。

これは、九州K B CでふるさとW i s h鳥栖市を特集していただき、テレビ、ラジオ、その他ウェブなどを使って、鳥栖のよさを、住みよさだとか観光スポットなりを紹介していただくものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金の下から3つ目の地方創生移住支援金につきましては、主要事項説明の6ページをお願いいたします。

事業内容でございます。今回、今までの単身60万円、それから世帯100万円に加えて、18歳未満の世帯員を帯同する場合、子供加算が1人100万円を加算することとなっております。

今回、単身3件、世帯2件、それから子供加算を6名計上しております、総額980万円となっております。

説明資料のほうにお戻りください。

一番下のさが暮らしスタート支援金540万円につきましては、単身60万円の4件、世帯100万円の3件を見込んでいるところでございます。

#### **山本英規情報政策課長**

6ページをお願いいたします。

項5統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、広報統計係の担当職員2名分に係る人件費でございます。

節8旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成などに係る経費でございます。

次に、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、住宅・土地統計調査に係る調査員への報酬などがございます。

節8旅費以降につきましては、基幹統計調査に係る説明会への出席に係る旅費や調査票の郵送代、説明会開催に係る会場借上料などの経費でございます。

以上、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について説明を終わります。

#### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 尼寺省悟委員

マイナンバーカードの件が出ているけれども、市民課のほうに聞いたほうがいいのかも少しんけれども、今後の見通したいね。

本会議場で、現時点で60%そこそこだと聞いたね。で、2万円相当のマイナポイントが出ると。

今、市役所のあそこでは、毎日行列が並んでいるけど、それだけあったとしても、60%そこそこ。

で、今後の見通しやけれども、これ自体の受付が2月か5月で終わると思うんやけど。

あと1か月じゃなかったかな。（「マイナポイント？」と呼ぶ者あり）

はい。で、紙の保険証がなくなって、これに変えるというのも迫っているというふうなことで、やっぱり6割そこそこじゃあ、どうなるかと思うけど、その辺の見通しっちゃうことについては、どんなふうに考えているのかなと思って。

#### 山本英規情報政策課長

最新の申請率で申し上げますと、鳥栖市の申請率でございますけれども、1月末現在で70%をちょっと超えているところでございます。

それでも、約3割の方がマイナンバーカードを取得されていないという状況でございます。

鳥栖市の7割も全国平均と大体同様の数字でございます。現在その3割に対しての対策のほうを国のほうで検討されているところでございます。

具体的に市町村の窓口に来られない方が結構多いんじゃないかという部分もございまして、現在国のほうで代理申請等の手続についての簡素化について検討がなされているところでございます。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

これは私の意見でいいけど、私はそこまでしてやらないかんのかと思うたい。

あくまで、マイナンバーカードは義務ではなくて、自分の任意でやることであって。

それをお金で、ちょっと言葉悪いけれども、馬の頭に人参ぶら下げて、これでもかというやり方がちょっと私はどうかと思うんですね。

まして、紙の保険証を変えると。

あれは変わったとするならば、1年単位で更新をして、そして自分で更新せないかと。

そういった不便さを与えるということ自体、ちょっと私はおかしいと思うけど、これはいいです。私の考えだから。

今の答えとしては、結論としては、国のほうでいろいろ考えてやっているのも、もっと——今7割程度あるけれども、もっと上がるだろうというお答えよね。

そういうことね。いいです。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 松隈清之委員

4ページになるのかな。

R P Aのシステム使用料628万7,000円で、具体的に今R P Aでやろうとしている業務の種類とそれに使う端末を分かる範囲で。

#### 山本英規情報政策課長

令和4年度につきましては、健康増進課のインフルエンザ助成申請入力業務と地域福祉課の避難行動要支援データの2業務についてR P Aの試行導入を行ったところでございます。

導入の効果といたしましては、現在作業しておりますので、実績値ではなく見込み値でございますが、インフルエンザ助成申請入力業務については、作業時間が1,080時間から810時間になりまして270時間の削減、避難用支援データ入力業務については作業時間が250時間から190時間、約60時間の削減効果が見込まれているところでございます。

令和5年度につきましては、今の申し上げました2つの業務に加えまして、こども育成課での保育所入所入力業務の活用を予定しているところでございまして、2番目の質問でございます、端末数につきましては、ライセンスをシナリオ作成分1台、その1台分にR P Aを動かすライセンスも付属しておりますが、それと別に、シナリオの実行ライセンスを1台分。

合計、端末数で言いますと2台分で予定しているところでございます。

#### 松隈清之委員

結局シナリオをつくれるかっていうのがR P Aを使えるかっていうことですけど、そういう今導入しているところっていうのは、そういうインストラクターが来て、シナリオの作り方を多分その担当の人に教えているんだと思うんですよね。

で、今後拡大していこうと思ったら、それは誰が——要はこれをR P Aでやろうっていうことも、現場からこれをやりたいんですけどっていう形でやっていくのか、あるいはもうそのやり方が、シナリオの作り方が分かれば、誰でもっちゃ言わんけど、ほとんど人ができるようになるんですよね。

そこはどういうふうに考えているんですか。

## 山本英規情報政策課長

今年度も開催いたしましたけれども、全職員を対象といたしまして初級者研修というのを今回も4回計画しております。

あと、それぞれの職員が自分の事務作業の中で、どこにRPAを導入したほうが効果的かと自ら考える部分も大変重要でございますので、先ほど言いました2業務等につきまして、動画を撮影いたしましたして、こんなに便利になりますよの目的で、庁内の掲示板に載せて、みんなが見られるようにしているところでございます。

## 松隈清之委員

今の見込みで、削減される時間数が、私の思いのほか削減されていなかったのも、ある意味意外だったんですけど。

それはRPAに向く業務、向かない業務あるので、全てが全て極端に減るってということはないかもしれないですけども。

多分向く業務はもっと削減できる業務もあると思うんですよ、今やっている中で。

そういったところもほかの市町の事例とか参考にさせていただきながら、せっかくそういう新しい技術があるので、もっと利活用を進めていただきたいと思います。

もう一個、AIも書いてありましたよね。具体的にAIはどういうところで使われるんですか。

## 山本英規情報政策課長

今年度につきましては、先ほど申しあげました地域福祉課の避難行動要支援者の申請書がございまして、それを読み込ませてテキスト化するAI-OCRを実行いたしました。

来年度は、今申しあげました事務に加えまして、保育所入所申込書をまたAIOCRの力を借りましてテキスト化することを予定しております。

以上でございます。

## 松隈清之委員

AIっていっても、基本的にAI-OCRでしか——正直言って、あんまりそれ以外で、AIと名のつくもので今活用できるものはないのかもしれないですけども。

あくまでAIはAI-OCR中心ということですね。分かりました。

それと統計調査について、6ページかな。

いろんな統計調査、はがきなんか来て、はがきでQRコードとか、要は調査員が書いたものを回収するとかってということじゃなくて、今ネットでアンケートできるような仕組みってあるじゃないですか。経産省の事業所向けのやつなんか、結構そういうのも増えてきているんですけど。

これも基本的には国の調査ですよ。

で、そういう仕組みって、僕はあんまりここに当たったことないんですけど、ネットでこ



## 山本英規情報政策課長

それでは、議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について御説明いたします。

説明は、鳥栖市議会定例会議案により御説明いたします。

鳥栖市議会定例会議案3ページをお願いいたします。

制定の理由といたしましては、現在、国においては行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律により、法令において書面で行うこととされている行政手続がオンラインでも行えるようになっているところでございますが、法律の適用を受けない市の条例や規則に基づく行政手続に関し書面等により行うこととされている手続について、国と同様に、今後その都度それぞれの条例や規則を改正することなく、オンラインでも行えるようにするために別途条例を定めるものでございます。

制定の内容といたしましては、市民の方から市への申請や届出、市から市民の方への通知などをオンラインで可能とする規定、これまで市民の方が来庁され書面により行っていた縦覧をインターネットや市に備え置く機器の画面により行えることとするなどの規定、市において申請などに係る署名を書面等により作成することとされているものについて、電子ファイルでの作成を可能とする規定、申請などに係る事項に虚偽がないか、対面により確認する必要がある場合や、許可証や通知等について、市民の方が事務所などに掲示する必要がある、署名でなければならないものについては、この条例の適用除外とする規定、申請などにおいて住民票の写しなどの添付が必要である場合、マイナンバーカードの利用により確認できる場合には、書面の添付が省略できる規定、申請などに係るオンライン手続等の状況を公表する規定などがございます。

条例の施行日につきましては、現在、国のマイナポータルによる子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続の27手続のオンラインによるサービス開始を令和5年4月に予定しているところでございます。

それに合わせまして4月1日施行としているところでございます。

以上、議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について説明を終わります。

## 中村直人委員長

それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

## 牧瀬昭子委員

御説明の中で署名でないといけないものっていうお話があったと思うんですけど、この中で署名でないといけないものは何が残っていますでしょうか。

## 山本英規情報政策課長

具体的な事務についてはまだ協議しておりませんので、申し訳ありません。



必ず原本が必要だとか、そういった部分になるのではないかと考えているところでございます。

**牧瀬昭子委員**

最近、署名とか押印とかがかなり簡略化されてきているところがあると思うんですけど、それでもやっぱり原本が必要なものっていうのがまだ残る可能性があるってことですね。

**山本英規情報政策課長**

本人の確認の手段については、デジタル化に伴って、マイナンバーカードでの電子証明書、そちらで本人確認ができますので、そういった仕組みが取り入れられれば、この条例の適用となってオンラインでの手続が可能となると考えているところでございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですね。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



**報告（総合政策課）**

**第7次鳥栖市総合計画令和5年度実施計画について**

**中村直人委員長**

次に、議案外の報告をお受けいたします。

説明をお願いいたします。

**有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長**

それでは、報告資料といたしまして第7次鳥栖市総合計画令和5年度実施計画について御報告をいたします。

昨年3月にも御報告しております、第7次鳥栖市総合計画の実施計画につきまして、毎年見直しを行うこととしておりますので、今回、令和5年度版について御報告いたします。

第7次鳥栖市総合計画は、目指すべき将来都市像や基本目標などを位置づける基本構想、基本構想に位置づける将来都市像や基本目標を実現するための施策の方向性等を定める前期基本計画。そして、今回御報告いたします実施計画で構成しております。

実施計画は、前期基本計画に基づき、今後3年間に実施すべき事務事業を計画的に取り組

んでいくために策定するものであり、令和5年度実施計画では、令和7年度までの3年間に取り組む事務事業の内容などについて記載しております。

それでは、前年度からの主な変更点等について御説明をいたします。

まず、新たに実施計画に加わる事業といたしましては、2事業ございます。

27ページ、1点目は立地適正化計画関連でございます。

これにつきましては、人口減少高齢化社会に備え、持続可能な都市構造を維持していくため、都市計画マスタープランの高度化版でございます、立地適正化計画の策定について検討を行うものでございます。

続いて、2点目の154ページ下段でございます。

多機能端末設置事業でございます。これはマイナンバーカードを使って、コンビニで証明書を取得できるマルチコピー機、これを市庁舎にも設置いたしまして、窓口手続のDX化とコンビニ交付の利用促進につなげるものでございます。

次に、実施計画から削除をする事業について御報告します。

不妊治療助成事業につきまして、令和4年度から保険適用となりましたので、今回実施計画から削除しております。資料から削っております。

次に、内容の変更を行った事業につきましては、25事業ございます。

その主なものについて御説明をいたします。

まず、25ページ下段のところです。

市街化調整区域における地区計画制度の運用及び29ページでございます、新鳥栖駅周辺関連、これにつきましては、令和6年度に地区計画制度の申出1件の見込み値を追加いたしております。

次に39ページ、国道3号・34号及び主要県道の整備促進要望では、国道3号永吉交差点改良の完了に伴う変更を行っております。

次に、76ページでございます。

県内税率一本化に向けた取組等、国民健康保険事業の健全な財政運営対策では、県と市町で市町村国保標準システムの導入が決まりましたため、所要の変更を行っております。

次に81ページ、生涯学習推進事業では、令和5年度に勤労青少年ホームの解体整備工事を実施する旨の変更を行っております。

次に、93ページ下段でございます。

各種保育サービスの充実につきまして、医療的ケア児保育支援事業が加わっております。

次に、110ページです。

ICT環境整備事業につきましては、電子黒板以外の機器も対象に含む表記となるよう改め、変更を行っております。

最後に125ページでございます。



午後 3 時41分散会

令和5年3月3日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 田中綾子

市民課長補佐 栗山英規

市民課整備係長 西山美沙

市民課市民係長 佐藤臣久

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

国保年金課年金保険係長 徳淵文子

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博

税務課固定資産税係長 有馬健次

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第14号財産（土地）の取得について

〔説明、質疑〕

報告（市民協働推進課・市民課）

パブリック・コメントの結果について

新庁舎供用開始時新設窓口について

〔報告、質疑〕

陳情

陳情第2号鳥栖市と旧ごみ処理解体工事事業者（煙突含）との

公害防止協定書（アスベスト飛散防止）を求める陳情書

陳情第3号次期ごみ焼却施設への運搬ルートの分割案に関する陳情書

〔協議〕

市民環境部（国保年金課・税務課）審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和4年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例



[説明、質疑]

報告（税務課・国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

[報告、質疑]

## 6 傍聴者

1人

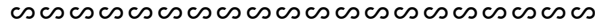
## 7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

これより、本日の総務常任委員会を開きます。



市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

中村直人委員長

本日は市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、市民協働推進課、市民課、環境対策課の審査を行います。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

審査の前に一言御挨拶を申し上げます。

市民環境部関連の議案といたしまして、本議会には甲議案2本、乙議案6本を提出しております。

予算関連につきまして3月補正予算につきましては、歳入、歳出ともに主に決算見込みに伴うものを補正しております。

国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましても、歳入、歳出とも主に決算見込みに伴うものでございます。

令和5年度の予算につきましては、一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税のほか、各種証明やごみ処理等の手数料でございます。

歳出といたしましては、総務費、民生費、衛生費等のそれぞれの一部が主なものでございます。

国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、市民の医療や健康を支えるための予算を計上しております。

また今議会には、次期リサイクル施設関連の財産（土地）の取得や国民健康保険税及び出産育児一時金の額の改正の議案も提出しております。

市民環境部は、主に市民生活に深く関連する業務を担っておりますので、引き続き市民生

活に寄り添う施策を実施していきます。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ただいま議題となりました、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の市民環境部関係のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課分について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料につきましては、決算見込みによります補正でございます。

#### **田中綾子市民課長**

続きまして、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等の手数料の決算見込みによる補正でございます。

次に、節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料等及び住民票証明手数料の決算見込みによるものでございます。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節3清掃手数料につきましては、ごみ処理手数料の決算見込みによります補正でございます。

#### **田中綾子市民課長**

5ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍情報システム改修事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

その2段下になります、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、消費者行政推進事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

その下になります、目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金は不法投棄防止対策等支援事業費補助金の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、2段下になりますが、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、地域環境整備基金の利子の確定によります減額補正でございます。

資料6 ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のまちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターにおけるコピー機、印刷機の使用料を収入見込みにより補正をするものでございます。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

その下の雑入、説明欄のところの、令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和3年度の同組合の決算が確定したことによります、負担金の精算による返還金を受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入れ額の確定による補正でございます。

その次の令和3年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和3年度の同組合の決算が確定したことにより、負担金の精算による返還金を受け入れるものでございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入れ額の確定によります補正でございます。

款23市債、項1市債、目2衛生債、節1環境衛生債につきましては、斎場改修事業の決算見込みによります減額補正でございます。

以上で歳入についての御説明を終わります。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしましては、入札の結果、市民活動保険料が減額となったほか、新型コロナウイルスの影響により鳥栖・ツァイツ子ども交流事業などを中止したことに伴う決算見込みによる減額でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

第3表の繰越明許費につきましては、款2総務費、項1総務管理費、事業名全国消費生活情報ネットワークシステム移設事業といたしまして61万6,000円を計上いたしております。

繰越しの理由といたしましては、市消費生活センターと国民生活センターをつなぐネットワークシステムにつきましては、新庁舎への移設事業を行っておりますが、新庁舎整備工事と

のスケジュール調整に不測の日数を要したため、年度内の完成完了が困難となったものでございます。

資料の8ページのほうにお戻りください。

次に、目11まちづくり推進センター費につきましても、主には決算見込みによる補正でございまして、節1報酬及び節3職員手当等につきましても、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正が主なものでございます。

以上で市民協働推進課分を終わります。

#### **田中綾子市民課長**

続きまして、10ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節2給料から記載しております、節13使用料及び賃借料までにつきましても、それぞれ決算見込みによるものでございます。

資料15ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍情報システム改修事業といたしまして488万7,000円を計上いたしております。

繰越しの理由といたしましては、全国一斉に行われるシステム改修のため、改修時期の調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったものでございます。

市民課分は以上です。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

資料12ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の節12委託料につきましても、決算見込みにより減額補正でございまして、

次に、目2斎場費、節11役務費、節12委託料、節13使用料及び賃借料、節14工事請負費、節17備品購入費につきましても、それぞれ決算見込みの見込額の確定により減額補正でございまして、

項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節3職員手当等、節4共済費につきましても、職員18名分の決算見込みにより減額補正でございまして、

資料15ページをお願いいたします。

第3表の繰越明許費につきましても、款4衛生費、項3清掃費、事業名次期リサイクル施設用地取得事業として4,290万4,000円を計上しております。

理由といたしましては、用地交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要したため、用地取得費及び測量委託料等を繰り越すものでございます。

資料13ページをお願いいたします。

目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金の主なものは、佐賀県東部環境施設組合負

担金の確定による減額補正で、これは、次期ごみ処理施設建設の財源となる組合の起債メニュー、額の変更に伴いまして、本年度の負担金の減額が行われたものでございます。

また、ごみ処理施設周辺活性化交付金については、決算見込みによります減額補正でございます。

節24積立金につきましては、地域環境整備基金積立金の預金利子確定によります減額補正でございます。

目2塵芥処理費のうち、節10需要費につきましては、消耗品費（指定ごみ袋）について決算見込みにより所要の額を補正しております。

節11役務費のうち、指定ごみ袋販売手数料につきましては、決算見込みにより所要の額を補正しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、コンテナ収集・美化活動推進奨励金の額の確定、資源回収奨励補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

目3し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿処理に係る下水道事業会計の本市負担金額の決算見込みによります減額補正でございます。

節26公課費につきましては、汚染負荷量賦課金の確定による減額補正でございます。

款4衛生費、項4環境対策費、目1環境対策総務費の節1報酬、節7報償費、節8旅費につきましては、環境審議会に係ります決算見込みによる減額補正でございます。

目2公害対策費、節12委託料の水質汚濁測定委託料、節17備品購入費についてそれぞれ減額補正をしております。

以上で、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の市民環境部のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課分についての御説明を終わらせていただきます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

資料15ページの戸籍情報システム改修事業の繰越しの分ですけど。

理由が全国一斉に行われるシステム改修のためということですが、これはうちだけじゃなくて、全国繰越しをしているっていいんですか。

一斉に行われるから、できているところもあるけど、できていない自治体もあるっていうことじゃないんですよね。

#### **田中綾子市民課長**

こちらの改修は全国一斉に行われる改修でございまして、国のほうで、システムの形態によって改修する順序が決められておりまして、本市のシステムの形態につきましては、翌年度の順番で改修がされるということで、令和5年6月完了見込みということでの順番で翌年

度に繰越しとなったものでございます。

**松隈清之委員**

ということは、同じような形態のシステムを使っているところは、みんな6月っていうことですか。

**田中綾子市民課長**

同じような形態のところは全て翌年度かというところまでは把握しておりませんが、鳥栖市の順番としては、翌年度になったものでございます。

**中村直人委員長**

ほかにありませんか。

**牧瀬昭子委員**

まず、8ページの目10市民協働推進費、節11役務費の保険料等の決算見込みによる減額補正ということで、186万7,000円の減額補正になりましたが、先ほどおっしゃっていたのが、入札によるってということだと思うんですけど、減額になった要因として使う人が少なかったと、見込みよりも何か要因があったのかというのを教えてください。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

御指摘の市民活動保険料につきましては、予算要求の段階と実際、入札をする段階でかなりの時間差がございます。

この間の中に保険料の支払い、掛金ではなくて保険料の支払いの実績が加味されて入札をされるということになりますので、予算要求時と入札時に大きな差が出てくる場合がございます。

令和4年度につきましても、当初予算からしまして大きく減額というふうになっておりますが、これも仕方がないものかなというふうに考えております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

始まったところなので、入札の時期の開きというのものもあるでしょうし、これからだんだんと、このぐらいいかなってというのが絞られてくるということで理解していいんですか。

続きまして、13ページの款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金の佐賀県東部環境施設組合負担金の確定により減額補正ということで、1億597万円の減額ということですが、全体がどのくらい下がってということで減額がなされたかという全体像をお示しいただけますでしょうか。

**増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐**

今御質問の東部環境施設組合の負担金の減額についてでございますけれども、こちらにつきましては、佐賀県東部環境施設組合のほうが事業を行っていますのは、次期ごみ処理施設の建設関係で、焼却施設、それからリサイクル施設をやっていますけれども、その財源とし

まして、主に3つあります。

構成市町からの負担金、それから国からの交付金、それから組合債、起債ですね。

この3つでやっているんですけども、今回の減額補正に当たる分につきましては、組合債のほう、もともとごみ処理施設関係では一般廃棄物処理事業債というものを使うように予定していたんですけども、今回、佐賀県のほうからお話があったそうで、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで、起債の充当率の割がいいというか、充当率100%のものがございますので、そちらのほうで借りないかという打診があったそうで、そちらのほう有利であるということから、充当率が90%のやつが100%ということで、1割相当分起債の借入れ額が増えるということで、その金額が2億3,700万円。

したがって、2市3町からの負担金はその分減額になるということで、本市の割合でありますところが今回、減額補正した内容ということになってまいります。

#### 牧瀬昭子委員

借りの率が変わったので、その分が返金されたということで、借りている分っていうのは変わらないけれども……。

借りている分は変わる？もう一回、すみません。

#### 吉田忠典市民環境部長

全体の事業費は変わらないんですけども、その内訳として、起債の部分が増えて、その増えた分、市町の負担金が減ったということですね。事業費自体の全体の外枠は変わらない。

その内訳として起債のほうが増えて、増えた分、市町負担金のほうが減ったという形になっています。

#### 牧瀬昭子委員

ということは、借りているものですので、最終的にまた返さないといけないってことだと思うんですけど、この減額されている分というのが、また別の時期に出てくるというか、また払わないといけないってことは変わらないということではないですか。

#### 増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

今、言われましたように、借入れ額が増えていますので、当然、償還する額が増えます。

その中で、普通交付税の交付税措置というのがございますので、その分、元利償還金が後年度50%来ますので、1割増えた分の半分は普通交付税で措置されるということです。

起債するのは、もともと財源の平準化というところもございますので、その辺りで今回、有利な起債ということで、組合のほうでこちらを借りたほうが良いというような判断をされたと聞いております。

#### 牧瀬昭子委員

有利な起債というのは利子率が低いとか、そういう意味で捉えていいんですか。

交付税で返ってくる分っていうのがよく分からないんですけど、どういう意味ですか。



**増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐**

一般的に有利な起債という際は、交付税措置の率等でいうことのケースが多いかと思いません。

ですので今回、率でいいますと同じですけれども、交付税措置の率は50%ということで同じものですが、充当率ですね、事業費から交付金を除いた裏負担に対する実際借入れできる額が90%であったものが、100%となりましたので、1割分増えますので、その50%分も増えることになります。

ですので、借入れ額と普通交付税措置される額、その辺を比較しながら、どちらが有利かというところを判断されて、今回このような借入れになったというふうに伺っております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



**議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算**

**中村直人委員長**

続きまして、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

ただいま議題となりました、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算の市民環境部関係のうち、市民協働推進課、市民課、環境対策課分について御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、各地区のまちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

その下になりますけれども、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料につきましては、主に市外居住者の斎場使用料で1件7万5,000円の40回分のほか、死産児や改葬分を計上しております。

**田中綾子市民課長**

次に、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明書等

の発行に係る手数料の見込額を計上しております。

また、節3戸籍住民基本台帳手数料につきましても、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上いたしております。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、犬の新規登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付等の手数料でございます。

同じく節3清掃手数料のうち、主なものにつきましては、指定ごみ袋の販売収入でありますごみ処理手数料でございます。

また、廃棄物処理依頼手数料は家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料等でございます。

#### **田中綾子市民課長**

5ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に在留する外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、資料5ページの中ほどになりますけれども、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費者生活相談等の研修費及び消費者教育等に係る経費への助成といたしまして、消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、市が実施いたします不法投棄防止対策事業に対する県補助金で補助率は10分の10、上限額125万円となっております。

6ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、真木町にあります鳥栖市の旧不燃物処理場跡地の貸付けに伴う貸付け料でございます。

#### **田中綾子市民課長**

7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の情報案内版広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告付番号案内表示システムの映像パネルで放映いたします有料広告の広告料収入でございます。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機、印刷

機及び電話の使用料、並びにまちづくり推進センターに設置しております自動販売機の電気使用料を計上いたしております。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

先ほどの件で訂正とお詫びをさせていただきます。

款18財産収入の鳥栖環境開発総合センターに貸し付けております土地の所在につきまして、真木町と御説明いたしましたけれども、これは轟木町の間違いでございます。

お詫びして訂正いたします。

7 ページ、目 4 雑入、説明欄の中ほどの指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料でございます 1 枠20万円の 4 者分を計上しております。

次の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費を受け入れるものでございます。

その下の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

次期ごみ処理施設建設協力金は、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款23市債、項 1 市債、目 1 総務債、節 1 総務管理債につきましては、麓まちづくり推進センター改修事業費に係るものでございます。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

目 2 衛生債、節 1 清掃債につきましては、次期リサイクル施設整備事業のうち、本市が負担する費用に係るものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料の 8 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目10市民協働推進費の主なものにつきまして御説明をいたします。

令和 5 年度の予算額につきましては、4,470万6,000円でございます、前年比315万円の減となっております。

まず、節 7 報償費につきましては、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、消費者教育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節11役務費の主なものにつきましては、市民活動保険料でございます。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体の活動中の事故やけがに対応する市民活動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し、市民活動の活性化を図

ることを目的として令和2年度から取り組んでいる事業でございます。

節12委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料、そして男女共同参画啓発事業委託料及び新庁舎建設に伴う全国消費生活情報ネットワークシステム移設業務委託料が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金のほか、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

歳出総額は2億7,674万4,000円で前年比1億2,597万1,000円の増となっております。

これは、令和5年度に計画しております、麓まちづくり推進センターの改修工事が主な要因でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

麓まちづくり推進センター改修事業の内容について記載しております。

麓まちづくり推進センターは、昭和50年度に竣工した建物で、今年度末で46年が経過をすることとなります。

今回、改修工事では、経年劣化に伴う改修及び自主避難所としての機能の充実、ユニバーサルデザイン化に対応するための工事といたしておりますが、麓まちづくり推進センターにつきましては、平成24年度に屋根、外壁及び2階部分の内部改修工事を実施しておりますので、今回の工事では1階部分の改修工事となります。

資料は9ページにお戻りください。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員34人分の人件費でございます。

節7報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております、講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などがございます。

節11役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビやインターネット利用料、電話料、公民館行事損害保険料でございます。

また、今年度におきまして、まちづくり推進センターが避難所となり、通信手段が途絶した場合を想定して、モバイルWi-Fiルーターの整備を行うことといたしまして、これに係る通信運搬費も併せて計上していただいております。

節12委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料及び令和5年度に予定をいたしております、麓まちづくり推進センター改修工事に係る管理業務委

託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、まちづくり推進センターの事務費等の使用料及び麓まちづくり推進センター改修工事に必要となる仮設倉庫の賃借料が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖まちづくり推進センター分館の集会室空調設備改修工事及び若葉まちづくり推進センター旧管理人室の空調設備改修工事。

同じく若葉まちづくり推進センター屋外広場整備工事、そして麓まちづくり推進センター改修工事に要する経費でございます。

節17備品購入費といたしまして、麓まちづくり推進センター改修工事に伴う備品の整備のほか、節11役務費で御説明をいたしましたモバイルWi-Fiルーターの購入費用など31万4,000円を計上いたしております。

以上で、市民協働推進課分の御説明を終わります。

### 田中綾子市民課長

資料11ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、資料18ページに移っていただきますようお願いいたします。

マイナンバーカード普及促進事業について上げております。

目的といたしましては、令和4年度のマイナンバーカード普及促進の取組を継続し、市民へのさらなる普及促進を図ることといたしております。

現庁舎では引き続き、マイナンバーカード専用の特設コーナーにて、新庁舎移転後は市民課内にて昨年のマイナンバーカード普及促進の取組を継続いたします。

なお財源につきましては、国の補助率が10分の10のマイナンバーカード交付事務補助金となります。

11ページにお戻りください。

節1報酬は、先ほど御説明いたしました、マイナンバーカード交付促進事業に従事するために市民課に配属する会計年度任用職員の人件費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、市民課職員18名及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節10需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務に用いる偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、おくやみハンドブックの印刷製本費、法令集などの追録代が主なものでございます。

資料19ページをお願いいたします。

死亡届提出後の手続をまとめた冊子「おくやみハンドブック」を作成し、遺族の手続に係る負担軽減を図るとともに、おくやみ手続案内窓口を設置いたします。

手続の不安解消や時間短縮、各種書類への記載軽減など、遺族に寄り添った対応を図って

いきたいと思っております。

11ページに戻っていただきまして、節11役務費につきましては、マイナンバーカードをはじめ、戸籍届や通知文書などの発送に要する郵送料、住民票の写しや印鑑登録証明書などコンビニ交付及び電子マネー決済などに係る手数料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、昨年度導入いたしました、書かない窓口システム及び多機能端末機器などの新庁舎への機器移設に係るものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムやパスポート発行業務に使用するIC旅券交付窓口端末機及びマイナンバーカード交付予約管理システム統合端末、住民基本台帳端末、マイナンバー申請補助端末などの借上料が主なものでございます。

目1戸籍住民基本台帳費については以上です。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

款4衛生費のうち、環境対策課分の歳出について御説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものについて申し上げます。

次の14ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃作業等により発生いたします、しゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、公益社団法人佐賀県食品衛生協会鳥栖支部への負担金でございます。

続きまして、目2斎場費のうち、主なものについて御説明いたします。

節10需用費のうち、燃料費につきましては、主に火葬の際に使用する灯油代でございます。

また、修繕料につきましては、火葬炉関係の機材、機器類等の年次的な修繕に要する経費でございます。

節12委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に係る委託料で、有限会社筑紫環境サービスと令和4年10月1日から3年間の長期継続契約を結んでおります。

施設管理委託料は、警備、清掃、点検といった建物を管理するために必要な委託料でございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、火葬台車1台の作成に係る経費でございます。

項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、環境対策課職員18名分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現ごみ処理施設に係る鳥栖市の負担金でございます。

管理運営費に対します負担割合は全体の約68%となります。

その下の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設の建設に係る事業費のうちの鳥栖市分の負担金でございます。

事業費の負担割合、約45%による7億3,032万3,000円とリサイクル施設の計画支援業務に係る本市の負担分1億2,061万4,000円の合計額を計上しております。

節24積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金と、その利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

資料15ページをお願いいたします。

目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、消耗品費の主なものにつきましては、指定ごみ袋等の作製費となっております。

節11役務費の主なものにつきましては、指定袋等販売手数料で、指定販売店に対しまして指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。

次に、節12委託料のうち、指定袋配送等委託料は指定ごみ袋の保管、管理及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥処理運搬委託料につきましては、家庭から出される可燃ごみの収集運搬に係る経費となっております。

その次の粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で町区別の定期収集に伴う委託料となっております。

その次の資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物のみやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る経費でございます。

その次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付や回収した資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費でございます。

次の廃棄物特別処理委託料は町区から出されます樹木剪定くずや、動物死骸処理困難物の収集運搬に係る経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、主なものにつきましては、福岡県南部9市町及び佐賀県東部4市町からなります不法投棄防止連絡協議会の負担金でございます。

その次、鳥栖市はじめ20市町で構成します、福岡魚滓処理対策協議会負担金でございます。

コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施いたします全町区に対する交付金で、1世帯当たり240円を交付しているものを計上しております。

次の資源回収奨励補助金は古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会などの市登録の各種団体に対する補助金で、回収量に応じまして、古紙類1キログラム当たり8円を交付しております。

次の生ごみ処理機購入費補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対して購入費の補助を行うものでございます。

目3し尿処理費でございますが、節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入れ施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿等処理費を負担金として支払うものでございます。

資料16ページをお願いいたします。

項4環境対策費、目1環境対策総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節8旅費までは環境審議会の会議開催に伴う委員の報酬、謝金、旅費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、ストップ温暖化県民運動推進会議の本市の負担金でございます。

その下、環境保全協議会の補助金でございます、目2公害対策費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、水質汚濁測定委託料は市内主要河川等の定期的な測定に係る委託料でございます。

その次、大気汚染測定委託料は窒素酸化物や降下ばいじんなどの定期的な測定に係る委託料でございます。

その次の自動車騒音測定委託料は市内主要国、県道の自動車騒音の測定に係る委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、振動を測定するための機器の購入に係る経費を計上しております。

以上をもちまして議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算、市民環境部のうち市民協働推進課、市民課、環境対策課関係分につきましてはの御説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

初めに5ページ目をお願いします。

款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出事務委託金についてですけど。

これが昨年に比べて20万円の増ということですが、どうして増額になったのか理由があれ



ば教えてください。

#### **西山美沙市民課整備係長**

中長期在留者住居地届出等事務委託金については、外国人の住民票の異動に伴うものでして、算定に当たりましては、過去5年で推定を出すんですが、コロナの影響で届出が減ったことによるもので一時期減っておりましたが、また増加傾向にありますので、予算を少し増やしております。

実際に精算が確定してからってということになりますので、一応その予算でつけさせていただいています。

#### **牧瀬昭子委員**

御説明の中で増加傾向にあるということですが、見込みとしては何人ぐらいで想定されていますか。

何人ぐらい増えるとかってというのはありますか。

#### **西山美沙市民課整備係長**

資料がございませんので、調べて、後ほどお答えさせていただきます。

#### **牧瀬昭子委員**

続きまして、8ページの節7報償費の一番下、外国人のための日本語教育事業関係謝金についてですけれども、現在これは年間何回ぐらい行われているかを教えてください。

#### **大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長**

現在、年24回、月2回の日曜日に実施しております。

#### **牧瀬昭子委員**

日本語学校に通えない方々とかが通っておられて、日本語の習得に、この事業で尽力されていると思うんですけども。

回数がこれで果たして足りるのかなというのがありますが、利用されている方の声とかは何か聞かれてありませんでしょうか。

#### **大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長**

まず、教えている内容が、生活者としての日本語ということで、日本の生活のルール、それから簡単な日本語、日本文化等を教えております。

特に回数を増やしてほしいという話はありません。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

回数の問題は特にないということですけど、内容として何か御要望は出ていませんか。

#### **大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長**

国際交流の基本方針を開くときと、あと教室の中でも時々参加者の方に御希望を聞くんですけども、御希望としてあるのが、病院の受診のときに係る日本語を教えてほしいとか、

あとはやっぱり皆さん日本文化に興味があるので、お茶とかお花とか、そういうのを教えてほしいという御希望は聞いておりますので、できるだけそういった御希望にも沿った形で実施するようにしております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細ありがとうございます。

日本語学校になかなか行けない方で、こちらに滞在されている方がいらっしゃるという現状も聞いておりまして、その方からは回数の問題というよりも内容のことですね、日本で生活する上で、より長く住めるようにということをおっしゃっておられましたので、先ほども興味関心に沿ったということもおっしゃっていただきましたが、コミュニケーションが堪能できるような仕組みをぜひまた今後とも考えていただけたらと、意見に代えさせていただきたいと思います。

続きまして、同じ8ページの節18負担金、補助及び交付金、市民活動センター補助金について質問させていただきます。

前年度は678万6,000円、今回693万3,000円ということで、14万7,000円の増額ということで、増やしておられるなということで、この補助金というところが、私は前回からずっと質問させていただいているところで、気になっているところであるんですけども、増えているところで、評価させていただきたいなと思っております。

増やした内容は、何が理由になっていきますでしょうか。

#### **築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

若干上がっているのは、消耗品がやっぱり足りないというところで、消耗品代がコロナ対策費のアルコール代とかを上乗せしたり、今Z o o mで行っている団体さんが多いので、Z o o mの分の契約とかを去年は受けました。

今年は結構イベントが、フレスポさんでも行ってまして、そのときのパネルを置く台、イーゼルを今回要求されまして、その分の費用を上乗せしたりしております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

消耗品ということで教えていただきました。

市民活動団体さんが運営するに当たって、人件費のところはかなり足りていないということ意見を申し上げておきたいと思いますが、その辺りの団体さんとのやり取りの中でこの人件費の見積りというのは、この中ではどのように積算されていますか。

何人分とか。

#### **築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活**

## センター係長

例年3人分を要求させていただいております。

前回までが、会計年度任用職員の最低賃金ラインの1年目ということでさせていただいていましたが、令和5年度は5年というところの長期の3名さん、ベテランさんでしたので、ちょっと上げて請求をさせていただいている次第です。

以上です。

## 牧瀬昭子委員

もう長年、活動を続けていただいております。

どんどんレベルも上がってきているというのを市民活動団体さんからもお伺いしております。いろいろな立場で、活動の中身を聞いてくださって、やり方とか、もうこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとかを御指南されているということで、とても協力的だということの評価されております。ですので、ぜひその辺りも評価していただいたということをご希望です。

まちづくり推進センターの中のWi-Fiのことについてですけれども、9ページの節17 備品購入費の中の施設用備品購入費31万4,000円ということで、Wi-Fiルーターのことを言っていたきましたが、市民の方々のWi-Fiを使いたいという声もかなり増えてきていますし、子供たちはタブレットなどを利用しますので、御家庭にWi-Fiがない御家庭もあるということをお伺いしています。

まちセンで使えないかという声もありますが、このあたりの利用は可能でしょうか。

## 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回新たに整備をいたします、まちづくり推進センターでのモバイルWi-Fiルーターにつきましては、今回導入といたしましては、避難所が開設をされ、通信が途絶した場合を想定しての導入といたしております。

この31万4,000円のうちの26万4,000円がWi-Fiルーターということになります。

差額の5万円につきましては、別の備品ということでございます。

そして御質問の、今回導入するWi-Fiをどのように運用していくのかという部分につきましては、先ほど申しましたように、避難所が開設をされた際に使用するということで、通常利用としては今回の部分では考えてはいたしません。

ただ議員が言われるように、ニーズがあるということをおっしゃっておられますので、今後その辺りについては、少し把握をしながらやっていきたいというふうには思っております。

## 牧瀬昭子委員

今後の運用については、これから検討していただけるということですので、市民ニーズは避難のときだけじゃなくて、せっかくですので、利用を拡大していただきたいと思っております。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

今のWi-Fiルーターの件で通信が途絶した状況で使うってことは、5GのWi-Fiってということですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

基本的には大雨であるとか台風を想定した利用を考えております。

ですので、利用期間といたしましては、4か月程度を積算の根拠というふうにいたしております。

**松隈清之委員**

避難所となったところで、例えば、通信が途絶っていると、電話回線等そういうやつが途絶したというふうに理解していいですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

基本的には、安否確認であるとか今の災害の状況であるとか被災の状況あたりの情報収集を想定をしております。

今回のモバイルWi-Fiに関しましては、そういったものを想定いたしております。

**松隈清之委員**

誰がどういう情報収集を——センターにおられる職員さんとか避難所にこられる市の職員さんの通信手段としてってということですか。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

基本的にはまちづくり推進センターの事務室には有線でのインターネット環境がございますので、職員に関しては問題ないと思っております。

今回の導入に関しましては、あくまで避難者がお持ちの携帯電話等の通信が途絶した場合の情報収集の手段として考えているものです。

**松隈清之委員**

避難者の携帯電話とかの通信ができるようになっていうのは、その時点で通信の途絶がどこに起こっているか、どういう災害とかにもよるんでしょうけど、例えば、台風とかで電線が切れました、停電ですと。

だったら、有線でもつながらないじゃないですか。発電機とかがあるんで、それはいいかもしれないけど。電話線とかも切れてしまうと途絶しますよね。

ということは、4Gとか5Gとか無線での接続ってことを想定してのWi-Fi？既存にある通信設備につなげるためのWi-Fiじゃないってということですね。

スタンドアロンで独立して機能するWi-Fiということでもいいですか。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

議員御指摘のとおり、今回導入するWi-Fiルーターといたしましては、いわゆるポケットWi-Fiといって、持ち運びができるものということになっておりますので、スタンダードアローンということで使用できるものでございます。

#### 松隈清之委員

ということは、災害が起きた後に契約じゃ間に合わないですね。

だから、4か月ってというのはどういう時期を設定してですか。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、当初予算としてお願いをしておりますのは備品購入費と通信運搬費でございます、備品に関しましては、新年度に入りましたらすぐに使えるように購入の手続のほうを進めてまいりたいと思います。

あと、通信の期間といたしましては、これまでの避難所開設の実績から、6月あるいは7月には通信が開始できるように準備をしなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

#### 松隈清之委員

ということは、豪雨災害が想定される時期の期間だと思うんですけど。

避難所って、もちろん実績としては豪雨災害とかのほうは頻度も多いんで、あるんですけど。

どういう状況で避難所を開設するか、例えば地震であるとかということもあり得るじゃないですか。

そうなったときに、Wi-Fiはあるけど、契約していないんで使えないとか。

常時使えるようにしたほうがいいのかという議論はあると思うんですけど、それよりも、避難所として、いつ、どういう状況で開設するか分からないので、ということであれば、期間を限定すると、場合によって、災害時の安否確認等ができない可能性もあるし。

ルーターによっては同時に接続できる回線数が限定であったりするじゃないですか、5台までとか。接続できる機器がね。

そうすると、避難所になったときに、結構の人が集まってきている場合があると、多分ルーターもあまり機能しない可能性があり得るので、今の段階では始めることが大事だと思うんですけど、どういう避難所としてあり得るかっていうのは、過去の実績じゃなくて、起こり得ることって幾らでも考えられるので。

全部しろとは言わないんですけど、ここまでは対応できますみたいなものをある程度整理していかれたほうがいいんじゃないかなと御意見申し上げておきます。

#### 中村直人委員長

質問があるかと思いますが、暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩



午前11時19分開会

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほどの答弁漏れがっておりますので、発言を許します。

**西山美沙市民課市民整備係長**

先ほどの牧瀬議員の質問にお答えします。

5ページの中長期在留者住居地届出等事務委託金についてお答えします。

令和3年度の外国人の異動件数が715件、令和4年度の見込み件数が1,122件となっておりますので、令和5年度の見込み件数を上げた分で計算しております。

**中村直人委員長**

ほかにございませつか。

**和田晴美委員**

私のほうからも麓まちづくり推進センターに関する御質問をさせていただきます。

以前御説明いただいたのが、工事期間が8か月ぐらいあるということで、それでその期間、どのように運営するのか、その辺りをもう一度お願いいたします。

**原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり推進センターの改修工事期間中の事業の対応ということでございますけれども、基本的には貸し館の部分ですね、いろんなサークルさんがいろんな活動されてある部分に関しましては、基本的には他のまちづくり推進センターを御利用いただくような形をお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、市のほうで行っております主催講座に関しましては、同じように他のまちづくり推進センターをお借りすることもございますけれども、地区内の自治公民館のほうを幾らかお借りできるところをお借りしながら、事業のほうは継続をしていきたいというふうに考えております。

**和田晴美委員**

私がこの質問をした意図といたしますのが、この期間、定期的に御利用なされてある方々が使用できないだとか、使用できるけれども、使用料が変わったことによってちょっと困るケ

ースがないかなと思って質問させていただきました。

ほかのまちセンを御使用されるということであれば、使用料は一緒だったかと、私の認識的には思っておりますので、大丈夫かなとは思いますが。

ほかのまちセンも結構、使用状況っていうのは、稼働率が非常にいいというふうに私自身思うんですが、1つの麓まちづくりセンターの利用者が、ほかのまちセンに分配するっていうのは、利用状況として可能っていうことですか。

そういったところを御存じであれば、想定があれば教えていただきたいんですが。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

これまでのまちづくり推進センターの改修工事ですね、令和3年度には鳥栖北まちセン、令和2年度には田代まちセンのほうも同じように改修をいたしてきましたけれども、同じように、ほかのまちセンであるとか分館、鳥栖分館であるとか基里分館、そういった比較的空きがあるところを御使用いただくように考えております。

あと使用料に関しましては、部屋の広さによって料金に差が出てまいりますけれども、基本的には同じ金額になっております。

加えて申しますと、地区外の、例えば麓地区の方が鳥栖地区をお使いになる場合でも、使用料は変わらないので、その点については大丈夫かなというふうに思っております。

#### **和田晴美委員**

たしか、まちセンを使うに当たっては、事前に契約というか団体登録みたいなのをしていたと思うんですが、これは、例えばまたまちセンごとにしなければいけないんでしょうか。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

地区の団体は別といたしまして、今、議員さんがおっしゃっておられるのは、登録された団体がどこまで通用するのかということだと思います。

登録は市でいたしまして、どのまちセンをお使いになられても減免ということにはできません。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

以上でまちセンの質問については終わらせていただきます。

あと2つほど御質問させてください。

おくやみガイドブックの件ですが、池田議員のほうも御質問を詳しくしていただいたので、ある程度把握できておりますけれども。

この70万円がどのぐらいの部数かっていうことと、想定しているこの70万円分の部が1年分なのか。そういった部数について御質問させていただけますでしょうか。

#### **田中綾子市民課長**

おくやみハンドブックにつきましては、部数といたしましては、この70万円の分については1,000部を予定しております。まずは1年分ということです。

#### **和田晴美委員**

いろんな箇所で活用するっていうことを伺っておりましたので、どのくらいか気になっておりました。この1,000部が十分か不十分か、正直私も分かりませんので、この件については以上とさせていただきます。

あともう一つ、保護猫について御質問させていただきます。

保護猫、鳥栖市のほうでも登録をした——さくら耳ですかね、避妊とかする団体の登録を、行政としての登録をされたということを小耳にしたので確認ですけれども。市として民間団体についての助成をすとかしないとか、そういったことも個別に問合せを頂いておりました、令和5年度に予算に上げてくれそうとか、そういう話とかいろいろありましたので、これを機会に、こういった民間活動団体について助成とかするのが、この予算の中にどこかに入っているのかだけ教えていただけますでしょうか。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動団体として活動をお考えということは伺っておまして、具体的に申請が出ているというものではございませんが、今、御指摘があったような活動をされる場合の補助といたしましては、8ページの市民活動支援補助金110万円ですけれども、この中から補助するような形になるかと思えます。団体の活動に対してでございますけれども。

以上です。

#### **和田晴美委員**

支援されるということで、やはり入っているっていう確認取れました。

支援金額は1団体一律とかでしょうか、お幾らとか、そういった部分の詳細をもう少しお聞かせください。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらの市民活動支援補助金につきましては、3つの区分に分けて事業展開をいたしております。

団体を立ち上げて間もない頃のスタートアップ支援事業であるとか、それから段階的に、ステップアップ補助金、そして体制強化のためのパワーアップ補助金と3種類ございます。

スタートアップ支援につきましては、10万円。ステップアップの補助金が30万円。パワーアップの支援がまた10万円ということになっております。

先ほど委員さんが言われた団体からの具体的な申請は、今のところはございませんが、今後、御相談があれば対応してまいりたいというふうに考えております。

#### **北三希子環境対策課環境対策推進係長**

鳥栖市が登録をしました動物基金の団体枠についてですけれども、昨年10月に登録をい



たしまして、動物基金のほうから無料の手術のチケットの配付がっております。

毎月申請をしまして、申請する枚数の全てが頂けるわけではないんですけども、そのチケットを使って無料の避妊・去勢手術を行っております。

#### 中村直人委員長

ほかにございせんか。

#### 尼寺省悟委員

資料の18ページ。

そこに市民へのさらなる普及促進を図るというふうに書いてあるんですが、まずその前に、最大で2万円相当のポイントを得るためのカードの取得期限というのは2月末だというふう聞いておるんですが、それでいいんですか。

#### 田中綾子市民課長

マイナポイントの対象となる方につきましては、2月末までの申請をされた方ということになっております。

#### 尼寺省悟委員

今朝コーナーのところに行ったら、まだコーナーのところたくさんの方がおられたけれども、もう今日は3月2日であるけれども、どうしてあんなにたくさんの方が今もいらっしゃるわけ。

#### 田中綾子市民課長

今まで申請された方につきましては、カードの発行の準備ができましたら、取りに見えていただくように通知を差し上げております。

ですので、交付、もしくは、ポイントのサポートもさせていただいておりますので、そのサポートで来庁されてある方ではないかと思えます。

#### 尼寺省悟委員

議案質疑でも話があったと思うけれども、マイナンバーカードを取得するための2万円相当のあれがついた効果っちゅんか、どれぐらい影響があったのか。

簡単に言ったら、ポイントがつく前の取得率と、現時点での取得率を見れば大体分かると思うので、その辺をちょっと教えてください。

#### 栗山英規市民課長補佐

マイナンバーカードの取得について、マイナポイントというのがどのくらい効果があったのかっていうことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和3年度末の段階で、鳥栖市における交付率っていうのは41.1%でした。

マイナポイント第2弾ということで、2万円分のポイントがもらえるよというのが、4月以降、実際PRが始まって、7月からスタートしておりますが、鳥栖市の1月末現在で交付数61.8%ということで、20%の伸びがまず見られています。

それと、実際ポイントに引かれて申請をされる方、やはり効果は物すごく多かったようで、最初の4月から6月までは、600件ぐらいの月当たりの申請数でした。

実際、ポイントが始まって、最初の締切り9月だよっていう時には5,000人を超える申請があっております。

このマイナポイントをもらうための申請の期間というのが、12月に延長された際も同じように4,600件の申請があっております。

2月についてはまだ数は把握できていないんですが、やはり同じように、4,000後半から5,000件の申請が見込めるといふふうに考えております。

この方々がこれから特設コーナーのほうに、カードのお受け取りにいらっしゃって、マイナポイントの手續、本人さんのスマートフォンからでもできるんですが、よく使い方が分からないという方は、私たちの特設コーナーのサポートを受けながら、ポイント取得の手續をされていくといふふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

今の話で、1月末で約62%だということですが、2月末で締切りになって、今度、そういった2万円相当はなくなるわけです。

そうしたら、申請数はかなり減っていくと思うんだけど、その辺はどうですか。

#### **栗山英規市民課長補佐**

言ってみたら、国民の皆さんが取得するための大きなインセンティブだったポイントっていうのは、もう終わっているわけです。

ただ今後も、改めて普及促進に私たちは力を入れていかなくちゃいけないといふふうに考えております。

これまでマイナンバーカードを持ったところで、使うところないじゃないかっていう市民の方の意見もございましたが、もう市内の半分以上の医療機関でもマイナ保険証っていうのが使えるようになるとか、鳥栖市においては3月からコンビニ交付ができるキオスク端末っていうのを市民課の一角に設置をしております。

そちらでマイナンバーカードを使って、住民票や印鑑証明の交付を受けていただくことで、その利便性を実感してもらって、マイナンバーカードの利活用を進めていただきたいと思いますと思っております。

また、それ以外にも、引っ越しワンストップサービスっていうことで、マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅から転出の手續、オンラインでできますよとかっていうサービスも始まっております。

今ちょうど確定申告の時期ですけれども、確定申告につきましても、オンラインでの手續が完結します。

このように利便性が高まっているマイナンバーカードを持っていたらこういうことに使え

ますよ、便利ですよっていうことを、市民の方に広く訴えて、継続して普及促進を行っていきたいと思っております。

### 尼寺省悟委員

私が一番懸念するのは、来年の9月かな、秋かね、紙の保険証を原則なくして、これだけにすると。そう言っていたけれども、あんまり国民の批判が強いので、資格確認書というものを発行してやるんだというふうなことまで言っているんですけども。

たしかそれだって更新は1年で、今やったら国保なんかは自動的に切れたら、送ってくるけど、自分で申請せないかと。もしこれを忘れとったら、保険料を払っていても、10割払わないかと。そういった事態になるといったことが想定されるわけで。

話は変わるけれども、紙の保険証をなくすこと自体は問題だと思うんやけれども。

今、70%、60%といったところで、鳥栖市民が今7万人として、あと4割の人がしていないと、4割というと、2万8,000人か。8割になったとしても、2割の人がやっていないと。2割ちゅうたら、1万4,000人。それだけの人たちが、どこまで上がるか分からんけれども。

昨日、企画政策部に見通しを聞いたけど、はっきり言わなかったけど、大体来年の9月ぐらいまで、どれぐらいの方が申請するんだと。

あるいは、それを目標にしているといったことは何かありますか。

今61.8%と言ったけど、少なくとも、一つの目安として、来年の9月ぐらいまで、秋までにどれぐらいの方が申請していくんだと、そういったものはありますか。

その辺の考えというか。

### 栗山英規市民課長補佐

鳥栖市においてマイナンバーカードの交付円滑化計画っていうのを策定しております。

これは、情報政策課のほうで策定をさせていただいているものですけども、令和4年度末、今月末で、全市民がカードの保有を想定するという計画を出されています。

ただ、現実的には、先ほど申しましたように、1月末で、まだ61.8%。2月につきましては、過去最高の3,000枚の交付をいたしております。

3月につきましても同等の数を見込んでおりますので、今年度末で7割行くか、行かないかなっていうぐらいのところ現実的な見通しでございます。

で、紙の保険証が廃止される来年の秋口ぐらいまでに、どのぐらいの数を見込んでいるかっていうところですけども、現時点でやはり100%を目指す。

じゃあ、具体的な取組は何をやっていくのかというところでしたけれども、2万円というポイントは確かにございません。

訴えかけるものはちょっと弱くなっているかもしれませんが、それこそ、カードの利便性を訴えて、特に、鳥栖市役所特設コーナーというのを今年度いっぱい設けさせてもらいましたけれども、外のほうにも出張申請ということで、出かけていたりしているんです

よね。

マイナンバーカードをここで申請できますよ、ということで出てきたんですが、やはりフレスポ鳥栖とかの商業施設さんとか、効果は物すごく大きかったんですよね。

それ以外にも、健診会場である保健センターとか、高齢者の方が利用されているまちづくり推進センターとかに行ってみりました。

同じような形で、また継続して取組をしていくのと、さらに、まだカードをつくっていない方、申請していただけるような、事業を行っているような場所にも、こちらのほうで探して、当たっていかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

そういった気持ちは分かるけれども、実際問題として、今、マイナンバーカードを持たない一番の理由は、持っとっても何の利益にもならないということだろうと思うんですよ。申請しない人はよ。申請している人はそうじゃないかもしれんけど。

それから、申請するときも、やっぱりもらうときでも、市役所まで行かないかとか、そういう問題があると。

それについては、家でできるとか言ったけれども、ただ、一番の今まで増えた理由は、何といっても2万円と。

それがなくなるんだから、やっぱり今までのように行かんと。かなり減ってくるというのは、やっぱり見ておかないかんだらうと思う。

それから、あえて聞くけれども、岡山県の備前市で給食の無償化とか、一部分について、今まで一律に補助しよったけれども、マイナンバーカードを持たんと駄目だよというふうなことをして、かなり国会で問題になったけれども、国がそれに対して、備前市に対して、是正するといったことを一切していないと。

だから、そういったことはないと思うけど、鳥栖市でも、そういったことも考えていないでしょうね。

その辺はどうですか。部長さんにお聞きしますけど。

#### **吉田忠典市民環境部長**

備前市の件につきまして、私たちのほうでもいろんな御意見があるということは承知をしております。

市民環境部といたしましては、マイナンバーカードの普及促進というところが一番大きな命題でございますし、例えば、そのために何らかの差別的って言うのであればですけども、備前市のような取組のほうの有効かというのに関しましては、庁内の中でやっぱり議論を進めていくべきものと考えております。

現時点では、私たちとしては、そういうふうな考えは持ち合わせておりません。

#### **尼寺省悟委員**

低い声で言われたから、はっきり分からないんだけど。

基本的にマイナンバーカードを持たないで、市民のサービスについて制限することについては、現時点で考えてないけれども、議論はしていくという意味？

制限していくと、マイナンバーカードを持っているか持っていないかによって、市民のサービスの受け方について議論をするということ？はっきり分かんやった。

#### 吉田忠典市民環境部長

私たちといたしましては、マイナンバーカードの取得促進というのが一番の命題でございますので、その目標に向かって、必要か必要でないか、いろんな方策を含めたところで考えていくということでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今の時点で、私たちとしては委員がおっしゃるようなそういう差別的な取扱いということは今のところは考えておりません。

#### 尼寺省悟委員

今、鳥栖市は給食費の無償化とか、そういったことはまだやっていないけれども、将来的にそういったことを持つ、持っていないで無償化を制限すると。

あるいは例えばの話、就学援助についても、持っている持っていないについて、あんたはやる、あなたはやらないというようなことは、私はあってはならないと思うけれども、そういったことについて基本的にやらないと。

促進のために何でもやると、昨日もちょっと話したけど、地方交付税についても、マイナンバーカードの交付率で差をつけるというようなことをやろうとしているわけよね。国はとにかく、何が何でもやっぺいこうと。そういったことの一環として備前市の事態があると思います。

そういったことは鳥栖市ではあってはならないと思うけれども、少なくとも今の地点は考えてないと、将来は分かんや。

そういうこと？もう一回はっきり。

#### 吉田忠典市民環境部長

この件につきましては、広く市内の議論が必要でございます。

私ども市民環境部といたしましては、現時点ではマイナンバーカードの普及促進ということを一先懸命取り組んでいくということでございますので、そういった意味で普及促進には一先懸命取り組んでいくということで、今の時点で、私たちができるっていうのは、今委員がおっしゃる差別的な取扱いをするとかそういうところではなくって、例えば出張窓口とか、そういったものに一先懸命力を入れていくということでございます。

#### 尼寺省悟委員

そういったことはあってはならないし、日本国憲法の下で、法の下に全て平等であると。

たかだか、マイナンバーカードを取得している、していないだけであって、そういったサ

ービスを受ける権利まで差をつけるということは、これはあってならないことだということ  
をあえて言うておきます。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 松隈清之委員

今のマイナンバーカードの件ですけど、データが国から来るといふことと言われたんです  
けど、どういふ方が取っていて、どういふ方がまだ取られていないといふことは、把握は  
できるんですか。

#### 田中綾子市民課長

まずカードのほうを申請されますと、大体カードセンターのほうからカードが出来ました  
っていふことで、お住まいの市町村にカードが出来てまいります。

それまでに約1か月から1か月半かかっておりますので、現在、市役所のほうに届いてお  
りますカードは、1か月から1か月半前に御申請された方という流れになっております。

市役所のほうにカードが届きまして、交付前設定という作業をするんですけども、この  
作業に約1週間程度お時間をかけまして、カード交付の準備ができましたので取りに見えて  
くださいといふことで市民の方に通知を差し上げているという状況です。

#### 松隈清之委員

もちろん端末からも申請できるんですけど、申請して、月ごとに締めて、申請数の報告が  
あるっていふことは聞いたんですけど、要は申請されている人はどういふ人で、されていな  
い人はどういふ人——今後、まだ残っている方にアプローチしていくわけじゃないですか。  
例えばそれが、高齢者がそうなのか、高齢者の交付率が低いのか。あるいは、若年層、例  
えば、小学生とか自主的に保険証以外であんまり使うことないですよ。

生まれたばかりの子供もつくれるわけだけど、実際、つくる機会って保険証ぐらいしかな  
いじゃないですか。

そうすると、どこの部分が弱いから、そういうところの人が集まるところに出張申請の場  
を設けようとか。

今後の対策として、動くのに、分析ってできているんですかっていふことをお尋ねしたい  
んです。

#### 田中綾子市民課長

現時点で、どういふ年齢層の方が、申請率が低いといふところにつきましては、分析は正  
直できておりませんが、県全体の中で、先ほど議員がおっしゃられたように、子供さ  
んにつきましては、申請率が低いといふことで、取組をとることが一時期ございました。

7割近くの方が、今、申請をされているという状況ですので、今後はそういうどの年齢層  
の方が、申請が少ないかなどを分析いたしまして、申請が低い年齢層ですとか、そういった

ところに働きかけていくように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

#### 松隈清之委員

ということは、今までそういう分析は一度もされたことがないってことですよね。

それはできるんですか、分析しようと思ったら。

どういう人がもう申請していて、どういう人が申請していないというのは把握はできるってことですか。

#### 栗山英規市民課長補佐

男女別、年齢層別での取得率というものについては、こちらのほうでも把握ができます。

現在のところ、課長が申し上げましたように、分析はできておりません。

理由としては、もうやはり窓口の混雑、そこをいかにさばくかというところに正直力を入れておりましたので、マイナポイントをもらえるためのカードの申請が2月末で一旦終わりました。

この後はカードの受け取りと、ポイントのお手伝いというところが主な業務になってきて、大分混雑とかも緩和されると思います。

今年度末終わった時点で、その時点での鳥栖市民の方の取得率とかを分析いたしまして、最も効果が見込めるところはどこなのかなというところで、出張に行くなり、庁内で受付をするなり、そういった取組を行いたいと考えております。

以上です。

#### 松隈清之委員

分かりました。効果的な拡大のための取組をお願いします。

で、先ほどもっとマイナンバーカードを持ってないことで不利益を被ることはみたいな議論もあったんですけど、確かに今まであんまり——メリットあったんですけど、僕はもうできてすぐつくったので、住基カードのときから持っているんで、マイナンバーカードってすぐつくったんだけど。

使っている人は多分、メリット分かっている人は使っているんですけど。

今まで、あまりにも交付率が低くて、僕はもう、先にサービスを、こういうサービスできますよっていうのを言わないと、マイナンバーカード増えないですよってずっと言い続けてきたんですけど。

ただ、もう7割ぐらいになってくると、多分サービスが今から増えてくるんですよ。必然的に。カードをつくっていないことで、メリット享受できない人って、絶対出てくるんですよ。

例えば、E T Cカードもそうですけど、E T Cカードって割引あるじゃないですか。でもそうじゃない、つくってないと割り引きないですよ。明らかに差はあるんですよ。

でもETCカードをつくることで、料金所での渋滞が減ったりするわけじゃないですか。だから、みんなが持ってくれたほうがよりよくなるわけですよ。

マイナンバーカードにしたって、事務の効率化とか、先ほど言われたように、引っ越しの手続とかも楽になるし。

だから、より多くの人を持ってくれたほうが全体として自治体レベルでもそうだし、マクロで、国レベルで考えてもコストは絶対下がってくるはずなんですよ。だから推進すべきなんですよ。

その場合に、場合によってはメリットを享受できないということは、多分当たり前にあるんですよ。それを不利益と言うかどうかは別ですよ。給食費の無償化がどうかってのはちょっと議論があると思うんだけど。中には、メリットを享受できない事例って絶対出てくるはずだし、出てこないとおかしいと思うんですよ。推進する立場であれば。

そこは、不利益はいかんかもしれんけど、メリット享受できないことってというのはやっぱり前提としてあってしかるべきだという御意見を申し上げておきます。

もう一点別件ですけど、環境対策課に。

小動物の死骸とかの処理とかって来るじゃないですか。

で、今回、猫とか殺していた高校生が小学校に行つて事件が起きているんですけど。

そういう事件の兆候として、小動物に対する虐待とかっていうのがあるということが言われているんですけど、もちろん、小動物の死骸ってのは、多くは車にひかれたとかっていう事例が多いんでしょうけど。

人為的に刃物であったり別のものであったり、虐待に近い形で殺されたなみたいな、事例があった場合には、それって粛々と処理するだけなのか。

警察とか、あるいはその地域が、ここで発見されたとかっていうと、その地域の区長さんとかにそういう注意喚起とかっていうことを行ったりはするんですか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

動物虐待等におきましての死骸の処理ってというのは今のところ報告を受けていないので、今のところあっていないと思っておりますけれども、動物の死骸にかかわらず、不法投棄等々につきましても、警察等々と連携して対応している部分もありますし、当然そういった特異な事象があれば、県の保健所であったり、警察であったり、地元のほうに注意喚起ということは今後やっていく必要があると考えております。

#### **松隈清之委員**

実は、昨日相談を受けまして、近所で、鳥が明らかに事故じゃない形で死んでいると。鳥なんですよ。

よく鳥を虐待できるなというふうにも思うんだけど、明らかに多分——実はそこは、2年ぐらい前から、そういうことが、その地域っていうかその人が住んでいるところね。



だから、その回収は市が行っていなかったのかどうなのかなと思うんですけど。

最近また、頻度は1か月置きとか1週間置きとか2～3週間置きと違っていうことではないけれども、たまにまたそういうことがあって、今回事件があったもんだから心配になって、そういう報告とかないんですかとかっていうことは聞かれたんですけど。

人目にあんまりつく前に、通報されて処理されてしまったりするケースもあるんで、なかなか多くの方が目にしないかもしれないけれども、そういう話は私頂いたんですよ。

だから、別にそれはそれで構わないんですけど、やっぱり動物を虐待して殺してしまうようなケースっていうのは犯罪につながる可能性があるかと、今回の事件とかも含めてね。

考えられるんで、そこはただ死んでいる、処理するとかじゃなくて、どういう死に方だったのかなっていうのを意識しながら対処していただけるとありがたいなと思います。

#### 中村直人委員長

ほかにございませつか。

[発言する者あり]

あるようであれば、暫時休憩いたします。

#### 午前11時56分休憩



#### 午後1時6分開会

#### 中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ほかにありますか。

#### 牧瀬昭子委員

まず、市民活動支援補助金の件で1点と清掃総務費のほうで2点お伺いさせていただきたいと思います。

それでは8ページ、先ほど和田委員のほうからも触れられていたところですが、市民活動センター補助金の件です。

昨年もその前も110万円ということでしたけれども、市民活動支援の現状をお知らせいただければと思いますが。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和5年度で申し上げますと、今回市民活動支援補助金として110万円を計上いたしております。

ます。

令和5年度の事業実施に向けて事業の募集のほうをいたしておりますが、現状のところ4団体の採用ということになっております。

実際110万円を見込んでいるかということでは、現時点では余裕というか、予算の残りがあるところでございます。

ただ今後、新年度に入りまして、2次募集のほうをさせていただきまして、新たにまた募集のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

令和4年度で申し上げますと、令和5年度と同じように、当初予算におきまして110万円の予算を頂いておりましたが、補正予算のほうでも御説明をさせていただきましたけれども、市民活動支援補助金に関しましては、30万円使わないということでの減額補正のほうをお願いしているところです。

今後、令和5年度以降につきまして、同じように募集をしてまいりたいというふうに思っておりますが、状況によっては、応募の件数が多いような場合には、補助金の枠について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

減額補正があったということで、今の御説明で応募の数っていうのがそこで伸びていないという現状があるのかと聞き取りましたが、本来であれば、和田議員のときにも説明がありました、スタートアップが10万円、ステップアップで30万円ということで、団体が増えていけば枠がもう足りなくなるっていうのが通常の流れだと思うんですけど。

それが伸びていないっていうのは、どこに要因があるというふうに考えてありますか。

#### **原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

補助事業といたしまして使いづらいというようなお声をしばしば頂くことがございます。

こういった部分が、もしかすると団体活動の足かせと申しますか、ちゅうちょさせている原因であるのかも分からないです。

その辺りは、この補助金を活用された団体に調査をするなり、実態としては把握をしていきたいというふうには考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

使いづらさがあるというところの声というのを把握されているということですので、その辺りのどこが使いづらくて、どこを改善していく必要があるのか、規則の中でやれないこともあると思いますが、団体さんとの話の中で、聞き取りをぜひ進めていっていただきたいと思います。

要望とさせていただきたいと思います。

では、続きまして、14ページをお願いします。

目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金の分ですが、今、西部と東部とでこの負担金が毎年出ていっているわけですが、

現在、西部のほうと東部のほうとで全体として何%ぐらいもう払い終わっているのか、幾らまで払い終わっているのかというの、全体像が分かればと思いますが。

全部で100%払うとして……。

西部は解体のは……、解体のはこれじゃなかったですかね、すいません。

じゃあ東部の。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

全体の分はお調べしないと分からないので、また後ほど報告いたします。

#### 牧瀬昭子委員

施設の建設費用としては、いつまで払うってことになっていきますでしょうか。

#### 吉田忠典市民環境部長

建設費につきましては、今、真木町に建設中の焼却施設につきましては、令和5年度までになっています。

そして、建設の際には起債というものをしておりますので、その返還が始まってきますので、最長20年間の起債というふうにお聞きしております。

ですので、建設自体は令和5年度で終わりますけれども、建設費の償還金がさらに20年続くというところがございます。

#### 牧瀬昭子委員

続きまして、地域環境整備基金の積立金のことでお伺いさせていただきます。

令和5年度予算で6,500万2,000円ということですが、これは全体でいくと今は何%まで積立てのほうが入ってきていますでしょうか。

#### 増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

地域環境整備基金への積立てについてですが、こちらにつきましては、建設協力金として鳥栖市を除いた1市3町から受け取っているものですが、こちらの支払いにつきましては、平成30年度から令和17年度までの支払いになっております。

全体で11億5,000万円ということで令和5年度末までで約43%の予定でございます。

#### 牧瀬昭子委員

まだ半分に至っていないということですね。

今年度末までということですが、現在、11億5,000万円分でのどのぐらい使っていることになりますか。

#### 増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

今年度末の見込みで2億5,000万円です。

#### 牧瀬昭子委員

では、先ほど言っていました使える分としてはあと7億円ということだと思いうんですけれども、その辺りの見通しとといいますか、計画というのは現在どのようになっていますでしょうか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

毎年定期的に令和17年度まで積立てするようになっておりますけれども、ごみ処理施設の事業が30年の長期にわたるものでございますので、そのときそのときの課題にも対応する必要がございます。

ですので、全体的に何をいつまでにどのような形での支出については、まだ決まっていないところでございます。

#### 牧瀬昭子委員

周辺地域の方々とのやり取りというのは、どの辺りまで行われているか、その進捗を教えてください。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

令和4年度の事業におきまして、真木町のほうで交付金という形で、公民館、また井堰の改修等々の事業を行っております。

その他の町区につきましては、現在それぞれの要望をまとめていただいておりますのでお話をさせていただいているところでございます。

#### 牧瀬昭子委員

要望を聞いておられるという状況だと思うんですけど、いろんなところからいろんな要望が出てくると思うんですが、それを最終的に調整して、どういうふうについていくのかというの、いつ頃までにどういう流れを確定されていくのかというの、どんなお考えですか。

それかもう、30年間の間で少しずつ減らしていくっていう見通しなのか、その計画っていうのはどのようになっていますか。

特に決まっていなくてことですか。

#### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

先ほども言いましたけど、30年間に及ぶ事業ですので、基金の全体については今後協議して、市が直接する事業等々もございますので調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

最後になります。

前回の定例会のときに、どこを周辺地域というのかという話の中で、720メートルというお話が出たと思うんですけれども、それについて、現在それ以外のところからの要望っていうのは出てきてはいないですか。720メートル以上のところの地域からの御要望というか、御要





次に、議案外の報告をお受けいたします。

#### 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、議案外となりますけれども、パブリック・コメントの結果について御報告をさせていただきますと思います。

議案外資料の6ページ目をお願いいたします。

今回、第3次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画（案）について、令和4年12月に議員の皆様へ御説明をした後、令和5年1月6日から2月6日までの1か月間、パブリック・コメントの募集をいたしましたところ、2件の御意見を頂きました。

1件目の御意見の内容といたしましては、2歳までは親、特に母親が子供と離れずに子育てをできるような環境を整えるのが先決であるという御意見がございました。

こちらにつきましては、産前産後休業や育児休業などの制度があるほか、今回の計画書の基本目標に「男女が生き生きと働きともに支える社会づくり」の施策といたしまして、市民や企業に対しまして、育児休業制度などについての周知や、利用促進を図るものとしております。

また、家庭における子育てを支援するために、子育て支援総合コーディネーターや育児教室などの事業を推進し、家庭での子育てをサポートすることとし、子育ては母親のみで行うものではなく、地域など様々なサポートが必要であることから、本計画において、男性の家事や育児への参画推進を促進いたしまして、家庭や地域で子育てしやすい環境づくりの推進を図っていくこととしております。

これにつきましては、計画への意見の反映については、なしということで考えております。

2件目の御意見の内容といたしまして、保育士不足の対応として、保育士の待遇改善を望むこと。

そして、一時保育を求める声も多いということから、手軽に安心して預けることができる場所の確保を望むことを御意見として頂きました。

こちらにつきましては、担当課であるこども育成課に確認をいたしましたけれども、第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画や国及び県の施策に沿って、ニーズを把握し、きめ細かな対応に努め、適正な保育士の配置や募集に努めることとしております、ということもございました。

また、男女共同参画行動計画の基本目標「男女が自立して安心・安全に暮らせるまちの実現」の中で特別保育事業の充実を図り、一時預かりや延長保育などを実施し、サービスの充実を図ることとしております。

こちらにつきましても、本計画への意見の反映については、なしということでもさせていただきます。

以上、御報告いたします。

## 田中綾子市民課長

7ページをお願いいたします。

新庁舎供用開始時に新設窓口を2つ設けることとしております。

1つ目は、おくやみ手続案内窓口です。

亡くなられた方の状況によって、遺族の方が行う手続には様々なものがございます。

この窓口を介することによって、必要な手続の全体像が把握でき、専門的な内容を各担当部署で適切に御案内することで遺族の方の負担軽減を図ることを目的として設置するものでございます。

2つ目は証明書発行窓口でございます。

転入や転居などの移動を伴う手続と証明書発行の窓口を分けることによりまして、窓口の混雑緩和を図るものでございます。

証明書発行窓口では未申告や未納のない方の税証明も発行する予定でございます。

以上です。

## 中村直人委員長

ありがとうございました。

ただいまの2件について議案外の報告を受けましたけれども、何かこの際、皆さんのほうから確認したいことなどがありましたらお願いしたいと思いますが。

よろしいですか。

## 牧瀬昭子委員

まず、パブリック・コメントのところで関連になると思うんですけど、都市計画審議会の中で今、新たに住宅地を増やそうという流れの中で、世帯をどんどん増やしていくっていうときに、住宅が増えても、今の託児状態とか学童の問題とかっていうのを考えたときに、それも計画の中にありきで考えていただかないと、せっかく移住されてきても、ここでは住みにくいというふうになるのではないかという意見を申し上げたことがありまして。

それが、ここの男女共同参画っていうところのそれとどうリンクがなされていくのかっていうところを、庁内でどういうふうに整理されているのか確認させてもらいたいんですけど、それについてはいかがでしょうか。

## 中村直人委員長

答えられる範囲で。

## 原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

都市計画の区域の部分と市が別で定めている様々な計画との関連性の部分ということでございますけれども、具体的には状況に応じた各課で持っている計画に関して、その影響であるとか、そういったものについて図っていくことというふうになりまして、随時状況に応じて協議をしていくものかなというふうには思っております。



したがいまして、現時点におきましては、計画との関連というのは具体的にはないというふうに考えております。

**牧瀬昭子委員**

庁内でその辺りの連携を図っていただければということで、意見として申し上げたいと思います。

すいませんもう一件だけ。

おくやみ手続窓口の件ですけれども、これ新庁舎がっていうところだと思うんですけど、ただ、予約制を基本ってということとか、寄り添ったことをということであれば、現庁舎でもできないことはないのではないかと思いますけど。

現庁舎だとまだこれはスタートできないっていう状況にありますか。

やっぱり新庁舎じゃないと難しいということですか。

**田中綾子市民課長**

新庁舎供用開始時にということでのおくやみ手続案内窓口の開設を考えておりまして、現庁舎では計画はしておりません。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

議案外の報告を終わります。

この後、陳情の関係に入りますので、陳情に関係ない皆さんは退出をしていただいて結構です。

**吉田忠典市民環境部長**

先ほど牧瀬委員の御質問に答えておりませんでしたので、それを今答えてよろしいでしょうか。

**中村直人委員長**

いいです。

**高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ処理施設の焼却施設の建設工事費ということでしたと思いますが、全体では105億4,050万円で工事費が計上されております。

以上です。

**中村直人委員長**

暫時休憩します。

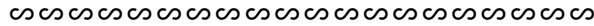
**午後 1 時33分休憩**



午後 1 時35分開会

中村直人委員長

再開いたします。



陳情

陳情第 2 号鳥栖市と旧ごみ処理解体工事事業者（煙突含）との  
公害防止協定書（アスベスト飛散防止）を求める陳情書

中村直人委員長

これより陳情第 2 号鳥栖市と旧ごみ処理解体工事事業者（煙突含）との公害防止協定書（アスベスト飛散防止）を求める陳情書を議題といたします。

協議の参考とするために、この陳情の要望事項に関しての現在の対応状況について執行部から説明をお願いいたします。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題となっております、陳情第 2 号鳥栖市と旧ごみ処理解体事業者（煙突含）との公害防止協定書（アスベスト飛散防止）を求める陳情書につきまして環境対策課の考え方を御説明いたします。

本陳情につきましては、真木町にごございます鳥栖市の旧ごみ焼却施設を解体するに当たり、鳥栖市と解体を実施する事業者等で公害防止協定の締結を求めるものと理解いたしております。

公害防止協定については、その多くは地方公共団体とそこに立地します企業との間で締結される公害防止に関する約束事でございますが、法律に基づくものではないと考えております。

廃棄物処理施設の解体については、旧ごみ焼却施設跡地活用検討業務において解体方法の検討を行うことといたしておりますが、施設の特性上、通常の建物の解体工事で発生する騒音などの問題に加えて、アスベスト等の暴露、飛散防止などの安全、環境管理対策が必要となってきます。

解体の時期については現時点では明確になっておりませんが、解体に当たっては、大気汚

染防止法をはじめとした、関係法令の遵守はもちろん、環境省の廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル、厚生労働省の廃棄物焼却施設解体作業マニュアル等に基づいた解体を行うよう、発注者である鳥栖市と受注者である解体事業者との契約書、仕様書等であらうこととなると考えております。

拘束力を持つ契約書等でアスベストの暴露、飛散防止を図ることから、鳥栖市と解体受注業者の間での公害防止協定の締結は不要であると考えております。

以上でございます。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたけれども、この陳情について委員の皆様から御意見があったらお願いしたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

御説明の中で仕様書の中であらうたいますということだと理解しますが、それでよろしいですか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

契約書及び仕様書のほうで、その辺はしっかり定義していきたいと考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

あつてはいけないことですがけれども、外に漏れてしまったとか、防止しなければならないところを防止できなかったという場合のその辺りの契約というのはどのようになっていますでしょうか。

その辺はうたわれないですか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

解体時期とか契約業者さんもこれからという話でございますので、そういったことのないよう安全策を取って対応していきたいと考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

安全策を取るのはもちろんのことだと思います。

あつてはならないとももちろん思うんですがけれども、契約書や仕様書の中で万が一のときにはどうしますよとか、責任の所在はどちらですよみたいなことは書かれないものなんですか。

知らないのでも教えていただきたいんですけど。

そういうものは書かれないものですか。一般的に。

分からないのでも教えていただければと思います。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

通常解体や建設工事におきましても、作業中の瑕疵であるとか、そういった事故に関しての取決めがあると思いますので、そういったものを準用しながら慎重に、条文等を確認しながら進めていきたいと思っております。

## 中村直人委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、陳情第2号については終わります。

執行部の御意見などもありましたので、意見を基に後日まとめて皆さんに報告したいと思います。



## 陳情第3号次期ごみ焼却施設への運搬ルートの分割案に関する陳情書

### 中村直人委員長

続きまして、陳情第3号次期ごみ焼却施設への運搬ルートの分割案に関する陳情書を議題といたします。

協議の参考とするためにこの陳情の要望事項について、現在どのような対応をされているのか、執行部からの説明をお願いいたします。

### 高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題となっております、陳情第3号次期ごみ焼却施設への運搬ルートの分割案に関する陳情書につきまして、環境対策課の考えを説明いたします。

本陳情につきましては、昨年の令和4年12月定例会において、総務常任委員会で協議をされました、陳情第28号次期ごみ焼却施設の運搬ルートの見直しに関する陳情書と同様、次期ごみ処理施設への搬入ルートの見直し、安楽寺町内を搬入ルートから外すよう求められているものと認識しております。

さきの12月定例会の陳情協議において、鳥栖市の家庭から出る可燃ごみは午前8時から収集を開始し、午前中に終了しており、安楽寺にお住まいの児童生徒の登校時間とはかぶらないということを確認していること、現時点で当該ルートを通して、次期ごみ処理焼却施設に搬入する収集車は、月曜日から土曜日までの6日間の合計で29台ほど、1日平均で約4.8台の見込みであること。

環境影響評価の微小粒子状物質、いわゆるPM2.5の調査経過については、調査当時の現況でのデータであり、これに1日平均4.8台の収集車が通過したとしても、その影響は極めて小さいものと推測されること。

安楽寺町を通る県道中原鳥栖線を通行しない場合、迂回による収集車等の走行距離の増加、収集に関する時間の増加等が予想され、その影響による排ガス等の増加などの影響を考慮すると、県道中原鳥栖線を必要台数通行することは、最も適切かつ合理的な収集ルートである

ことを説明いたしております。

なお、県道中原鳥栖線の安楽寺地区を通る収集車については、まだ計画段階であり、委託業者に確認を取っておるものではございませんが、主に基里地区を収集した車両が通るものと考えております。

また、本市の家庭から出る可燃ごみの収集運搬委託業者は、収集運搬の際、対象となる町区のごみを回収するために生活道路を通ることがございますが、ごみ処理施設へ向かうためのルートとしては、極力、他の町区的生活道路を通過することがないように配慮して計画をされております。

しかしながら、市内全域の可燃ごみを運搬するに当たり、国道、県道をはじめ、他の町区を通過する道路を通る場合もあることは、何とぞ御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

#### **中村直人委員長**

それでは、ただいまの説明がありましたけれども、何かこの際皆さんのほうから御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

御説明いただきました中で、基里地区を収集したものがメインで通るのではないかということでしたけれども、他のルートとなると基里地区以外の今泉町、藤木町、真木町に関しては、わざわざ安楽寺町は通らないですよっていうことで思っておいていいのでしょうか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

収集の際のパッカー車の容量とか、各集落のごみの出方にもよるんですけども、それによってコースが決まってくると思います。

仮に真木町の一部を通った後に、安楽寺のほうに回って載せられる分を載せていくというようなコースになるかもしれませんので、必ずしも今あるエリアで走行ルートが固定されていることは今のところは分からないところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

まだ運搬業者さんとの話合いも行われていないので、全部が全部、安楽寺町の前だけを通るってことも言えませんし、今おっしゃっていた基里地区だけではなくて、ほかのところも少し安楽寺を通ることもありますけれどもっていうニュアンスで考えていいんですか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

当然、国道3号の大きな本線を使って、安楽寺町から曲がって、県道を通って持ち込むというコースは非常に有効なルートになると思います。

ただ、真木町とか今泉町からは、それこそ衛生処理場線等も今回整備しておりますので、そちらのほうにも多くが流れると考えておりますので、どこの道路も多少の通行はあるもの

と考えております。

**中村直人委員長**

ほかにごございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、陳情第3号について終わります。

ただいま協議いたしました2件の陳情については、議長にお返しいたします協議結果の文面に関しましては、正副委員長に一任をお願いしたいと思いますのですがよろしいですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決めました。

以上で陳情協議を終わります。

暫時休憩いたします。

**午後 1 時46分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

**午後 1 時55分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

**市民環境部（国保年金課・税務課）**

**議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）**

**中村直人委員長**

次に、国保年金課、税務課の審査を行います。

初めに、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

資料はタブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**佐々木利博税務課長**

ただいま議題となりました、議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

のうち、市民環境部税務課及び国保年金課関係分について御説明いたします。

資料の2ページのほうをお願いします。

まず、歳入となります。

款1市税につきましては、12月議会におきまして個人住民税、固定資産税、都市計画税の現年課税分について補正をしておりましたが、その後の個人の修正申告、法人の決算状況や、各税目の本年度11月までの調定と収納額の実績額、また、12月から3月までの調定、収納見込みにより、それぞれ補正を計上いたしております。

まず、款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、均等割額200万円、所得割額2,100万円の計2,300万円増額補正し、節2滞納繰越分につきましては、徴収実績から100万円の増額補正をいたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、決算申告状況から1億5,200万円の増額補正をいたしております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、土地課税分を1,000万円、家屋課税分を500万円、償却資産分を500万円の計2,000万円を増額補正いたしております。

また、滞納繰越分につきましては、徴収実績から400万円を増額補正いたしております。

次の3ページをお願いします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分につきましては、課税台数の増加と収納見込みにより250万円。

目2種別割、節1現年課税分につきましては、550万円の増額補正をいたしております。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、4,300万円の増額補正をいたしております。

次に、項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、家屋課税分の1,000万円の増額補正をいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3段目の款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促手数料、納税証明書手数料、評価証明等手数料の決算見込みにより増額補正をいたしております。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

資料5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金につきましては、後期高齢者医療制度の保険料軽減分に対して交付される保険基盤安定負担金の確定により補正するものでございます。

#### **佐々木利博税務課長**

項3委託金、目1総務費県委託金の節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う増額補正でございます。

次に、6ページをお願いします。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険税の収納に係る経費繰入金の補正でございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

続きまして、款22諸収入、項4受託事業収入につきましては、後期高齢者健康診査事業及び高齢者の保健事業、介護予防等の一体的な実施事業の決算見込みにより補正するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

項6雑入につきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員の人件費の決算見込みにより補正するものでございます。

以上、歳入の主なものにつきまして御説明となります。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費の節2給与から節4共済費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目2賦課徴收费の節1報酬から節10需用費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

また、節11役務費につきましては、各税の納付書や督促状、郵送料である通信運搬費の決算見込みによる補正でございます。

節12委託料につきましては、固定資産評価のための空中写真撮影業務や共通納税システム、税目拡大のためのシステム改修等の入札残による補正でございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

11ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費、節1報酬から節13材料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合への療養給付費定率負担金の決算見込みは減額となりましたけれども、令和3年度の療養給付費定率負担金の精算により追加納付となりましたので、その差額分を補正するものでございます。

節27繰出金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合納付金等の決算見込みにより補正するものでございます。



次のページをお願いいたします。

次に、項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費、節1報酬から節18負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

以上、国保年金課、税務課関係分の説明を終わります。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



**議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

**議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

**中村直人委員長**

続きまして、議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

ただいま議題となりました、議案乙第4号及び議案乙第5号につきまして一括して御説明申し上げます。

委員会資料の特別会計補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のうち、節1医療給付費分現年課税分、節2後期高齢者支援金分現年課税分及び節3介護納付金分現年課税分につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額補正をするものでございます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、療養給付費の補正に伴う財源として補正するものでございます。

節2特別交付金につきましては、4種類の交付金がございます。

特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される特別調整交付金分や保険者の医療費適正化に向けた取組等に応じて交付される保険者努力支援制度分の決算見込みと、県の

事業評価分として交付される県繰入金 2 号分。

市町が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される特定健康診査等負担金の額の確定に伴い補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、説明欄の一番上の事務費繰入金につきましては、決算見込みにより減額補正するものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者層に対する保険税軽減分に対する繰入金で、額の確定に伴い補正するものでございます。

以下、3 点についても額の確定に伴い補正するものでございます。

次に、項 2 基金繰入金、目 1 国民健康保険基金繰入金につきましては、歳出で御説明いたしますが、令和 3 年度災害等臨時特例補助金返還金の財源として補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正をしております。

次に、項 2 徴税费、目 1 賦課徴收费の節 1 報酬から節 11 役務費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正をしております。

節 27 繰出金につきましては、県の特別交付金の交付決定に伴い、対象となる国保税の収納等に係る経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、本年度の給付実績と直近の給付費の伸びを勘案し、補正するものでございます。

款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健診等事業費、節 1 報酬から節 12 委託料につきましては、会計年度任用職員の人件費や特定健診事業の決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

次の 6 ページをお願いいたします。

項 2 保健事業費、目 3 健康推進事業費のうち、節 12 委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの決算見込みにより減額補正をしております。

節 27 繰出金につきましては、県特別交付金の交付決定の対象となった一般会計予算で実施する健康増進課などで行う保健事業費について計上しております。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、節 22 償還金、利子及び割引料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した方を対象に、国保税の減免措置を実施し、国より財政支援を受けておりますが、令和 3 年度災害等臨時特例補助金の精算に伴う返還金を計上しております。

返還の理由といたしましては、補助金の交付後、交付対象期間中の国保資格の離脱届がなされたためでございます。

以上、議案乙第4号の説明を終わります。

続きまして、議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

資料7ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1普通徴収保険料、節2滞納繰越分につきましては、収納見込みにより補正するものでございます。

次の款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出の県後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込により補正するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出について申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みに伴い補正するものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の節18負担金、補助及び交付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の事務費である共通経費負担金の決算見込みと保険料軽減分を財政支援する制度でございます、保険基盤安定繰入金の各市町納付金の額の確定に伴い補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

6ページの国保のほうですけど。

ドック委託料の決算見込みの減額が出ていますけど、どれくらい予定して、どれくらい実施されたか、なるだけ受けてほしいというところはあるんですよね。せっかく予算ありますし。

今後の推奨の仕方とか何かお考えがあれば。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

まず、当初予算で申し上げますと、人間ドックに関しましては、165人分。

脳ドックに関しましては、予算上67人分ということで予算を計上しております。

それに対しまして、実績でございますけれども、1月直近でいきますと、人間ドックのほうで135名、脳ドックのほうで38名ということで、昨年度までは12月までの受け付けとしておりましたけれども、今年度は1月まで延ばして行って、できるだけドックを受けてもらうと



また滞納分につきましても、令和3年度の決算額及び令和4年度の徴収実績による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の滞納繰越分につきましては、令和3年度の決算額及び令和4年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、令和3年度までの実績及び令和4年度の様態から推定した額を計上いたしております。

項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、土地に係る負担調整措置に伴う増額や家屋等の新築による増額を考慮した額を計上いたしております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税額相当に対して交付される交付金の見込額を計上いたしております。

3ページをお願いします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分、目2種別割、節1現年課税分につきましても令和3年度までの決算額及び令和4年度の実績により、見込額をそれぞれ計上いたしております。

項4たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、令和4年度の実績から推定した額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に、土地に係る負担調整に伴う増額や家屋の新築による増額を考慮した額を計上いたしております。

次に、項6入湯税、目1入湯税につきましては、令和4年度の実績から推定した額を計上いたしております。

次のページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促手数料及び納税証明、所得証明などの税関係証明手数料でございます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

5ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金のうち、国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失などに対する事務費交付金を計上しております。

次に、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、減額した後期高齢者医療の保険料分の4分の3の相当分を計上しております。

#### **佐々木利博税務課長**

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税費委託金につきましては、県民税の徴収に係る委託金を計上いたしております。

次の6ページをお願いします。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険の収納等に係る経費の繰入金でございます。

次に、款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、本税の滞納繰越分の調定減少が見込まれますので、附帯金である延滞金を、見込額として400万円を計上いたしております。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

項4受託事業収入のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務委託料につきましては、本業務に係る人件費や事務費相当分について後期高齢者医療広域連合からの受託料を計上しております。

7ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1人分の人件費相当分について計上しております。

以上が歳入の主なものについての御説明でございます。

#### **佐々木利博税務課長**

続きまして、歳出の説明に移ります。

資料10ページのほうをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節2給与から節4共済費につきましては、税務課職員33名のうち、31名分の人件費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬や繁忙期の会計年度任用職員、また、確定申告会場などにおける申告者の誘導や受付、医療費明細書との記載補助など、可能な限り円滑に速やかに申告が受付できるように配置する会計年度任用職員の報酬でございます。

節10需用費につきましては、課税、徴税に要する事務用品、封筒などの消耗品、特別徴収のしおりや口座振替依頼書などの印刷製本費、租税関係の追録代や図書購読料などがございます。

次に、節11役務費につきましては、納税通知書や督促状など課税、徴収のための通信運搬費、またコンビニ収納などの手数料でございます。

節12委託料につきましては、固定資産評価業務委託料、電子申告の税目拡大や地方税共通納税システムの対象税目の拡大に伴うシステム改修の委託料などがございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムのシステム借上料、固定資産評



続きまして、議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算及び議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第10号及び議案乙第11号につきまして一括して御説明申し上げます。

資料は特別会計用の委員会資料2ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算の総額は歳入、歳出ともそれぞれ75億2,073万6,000円で、前年度の当初予算と比較いたしますと、1億1,300万円、1.5%の増となっております。

主な要因といたしましては、県へ納付する国民事業、国民健康保険事業費納付金の増が要因となっております。

それでは、まず歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、目1一般被保険者国民健康保険税のうち、節1から節6まで、一般被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分及び滞納繰越分についてはそれぞれ見込額を計上しております。

次の3ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費などに要する経費について全額佐賀県から交付されることになっており、歳出の交付対象となる保険給付費と同額を計上しております。

節2特別交付金の特別調整交付金につきましては、結核、精神の疾病に係る医療費が多額である場合、また非自発的失業者に係る保険料の軽減を行った場合などの特別な事情による財政負担の増加などに対する交付金を計上しております。

保険者努力支援制度交付金につきましては、医療費適正化事業や保健事業等の医療費等、医療費を抑制する取組や収納対策事業などを実施する保健者に対する交付金を計上しております。

県繰入金（2号分）につきましては、保健事業等の事業評価分に対する交付金を計上しております。

特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び保健指導の実施に要した経費に対する交付金を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や事務費に係る経費を計上しております。

保険基盤安定繰入金につきましては、経営基盤の安定化を図るため、低所得者の保険税軽



減分などの減収分を補填するための繰入金を計上しております。

未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児の国保税均等割の2分の1軽減分を補填するための繰入金を計上しております。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の費用の3分の2の額を繰入金として計上しております。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の安定化、保険税負担の平準化等に資するため、所得水準が低いことによる保険税の減、高齢者の割合が多いことによる給付費の増に着目し、地方財政措置される見込額を計上しております。

特別繰入金につきましては、令和5年度の県広域化等支援基金償還金の財源として計上しております。

項2基金繰入金、目1国民健康保険基盤繰入金のうち、1項目めの令和5年度国保税抑制分につきましては、今議会に上程しております、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の令和5年度国保税率の改定に伴い、税率抑制財源として基金積立金から取り崩すこととして、所要の額を計上しております。

次の国保市町村標準システム導入等の委託に伴うものにつきましては、国保市町村事務処理標準システム導入に係る経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料のうち、目1一般被保険者延滞金につきましては、見込額を計上いたしております。

次のページをお願いします。

項3雑入のうち、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故などの第三者行為による保険給付の請求に伴う損害賠償金の見込額を計上いたしております。

以上が主な歳入となります。

次のページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、国保業務に従事する7人分の人件費を計上しております。

節11役務費のうち、通信運搬費につきましては、保険証等の郵送料、手数料につきましては、国保連合会でのレセプトの例月処理や、被保険者の資格情報等の処理業務などに要する経費を計上しております。

節12委託料につきましては、令和4年12月議会で補正予算を議決いただきました、国保市町村事務費事務処理標準システム導入などに要する2か年目の経費を計上しております。

次に、目2連合会負担金につきましては、県内の市町が加入する佐賀県国保連合会運営経費として本市負担金を計上しております。

目3 医療費適正化特別対策事業費のうち、節11 役務費につきましては、国保連合会へのレセプト点検手数料を計上しております。

次のページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費のうち、節1 報酬から節4 共済費につきましては、国保税の滞納整理に従事する会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節8 から節11 役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知など国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

節12 委託料につきましては、国保市町村事務処理標準システム導入に伴う滞納整理システムの改修経費を計上しております。

節27 繰出金につきましては、国保税収納に係る滞納整理システム賃借料の一部経費について一般会計に繰り出すものでございます。

項3 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催等に要する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般保険者療養給付費につきましては、給付実績等から前年度と同額と見込み計上しております。

目3 一般被保険者療養費につきましては、給付実績等から前年度と同額と見込み計上しております。

目5 審査支払手数料につきましては、国保連合会へのレセプト等の審査や医療機関等への支払いなどの手数料について計上しております。

次のページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績等から前年度と同額と見込み計上しております。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、給付実績等から昨年度と同額を計上しております。

次のページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきましては、今回、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を上程しております。

後ほど御説明いたしますが、被保険者の出産1人につき、現行の42万円から50万円と改定し、支給する経費を計上しております。

項5 葬祭諸費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った喪主に対して、被保険者1人につき3万円を支給するものでございます。

項6 傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症により就業することができず、給与を受けられない場合に支給するもので見込額を計上しております。

なお、これまで支給額全額が国の財政支援とされておりましたが、御承知のとおり、本年5月8日から5類感染症に位置づけられる方針が示されており、同日以降の感染者に対する傷病手当金の支給について、国の財政支援が終了することとされましたので、今後は5月7日までに感染した方が対象となります。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分並びに次の12ページでございますが、項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分につきましては、県全体で必要となる保険給付費等から、国、県の公費等の収入を差し引いた額を県内市町の所得水準、医療費水準、被保険者数等に応じて案分算出された納付金について、それぞれ計上しております。

款5財政安定化基金拠出金につきましては、国保税収納額の減少により財源不足となった場合に、市町は県の財政安定化基金から貸付け、または交付を受けることになっております。

財源不足により貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた当該市町が償還することになりますが、今回、災害など県が定める特別な事情が発生した場合に伴う財源不足で交付を受けた場合、国、県、市町が3分の1ずつに補填することになっており、市町の補填分については、市町間の相互扶助の観点から県内全市町が納付金のシェアに応じて行うことになっております。

今回の拠出金につきましては、令和3年8月の佐賀豪雨において被災した市町への交付額の補填を行うもので、鳥栖市の負担分を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームを予防、改善するため実施する、特定健康診査や特定保健指導事業等に要する経費を計上しております。

その中で節12委託料のうち、特定健康診査等委託料につきましては、保健センターで行う集団健診及び市内指定医療機関で行う個別健診などに係る経費です。

未受診者勧奨委託料につきましては、特定健診受診率向上を図るための受診勧奨に要する経費を計上しております。

それから、データヘルス計画策定支援委託料につきましては、令和元年度に策定しました第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画について、令和5年度が6年目の最終年に当たることから、令和6年度から令和11年度までの第3期計画を令和5年度中に策定することとしております。

計画策定に当たりましては、令和9年度の国保税率一本化に伴う保険事業の標準化を見据え、県内統一の様式で作成することとされております。

県が市町に対して策定に必要なひな形、ツール等の提供や支援を行うこととされておりますので、その後の本市策定に関して、国や県の計画等に精通している業者から指導、助言等を頂く経費として計上しております。

次のページをお願いいたします。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、医療費適正化を図るための医療費通知やジェネリック医薬品差額通知、重複服薬通知の発送に要する経費を計上しております。

次に、目3健康推進事業費につきましては、生活習慣病予防活動事業や人間ドック及び脳ドック受診に対する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

款8公債費、項2広域化等支援基金償還金につきましては、平成30年度以降の県単位化に備え、平成29年度末に累積赤字を解消することとし、県の広域化等支援基金から6億円を借り入れておりました。

令和元年度から5年計画で償還する経費を計上しており、令和5年度をもって償還完了となります。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正や社会保険加入などにより、過年度還付金が発生した場合の見込額を計上いたしております。

款10予備費につきましては、2,000万円を計上いたしております。

以上が議案乙第10号の説明となります。

続きまして、議案乙第11号につきまして御説明申し上げます。

資料の16ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算の総額は、歳入、歳出ともそれぞれ10億3,636万1,000円で、前年度の当初予算と比較いたしますと、4,654万6,000円の4.7%増となっております。

主な要因は、県の広域連合への納付金の増が原因となります。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込額を計上しております。

目2普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替等による保険料の収納見込額を計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、本会計の事務経費及び広域連合の共通経費負担分を計上しております。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を県、市で補填する保険者支援制度として所要の額を計上しております。

次の17ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、保険料の還付金を計上しております。

以上が歳入についての説明でございます。

次の19ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の事務経費として計上しております。

項2 徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費や本市が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合への納付金として計上しております。

次のページをお願いいたします。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込額を計上しております。

以上で説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

御説明の中で低所得の方へのってところが何か所か言ってあったんですが。

もう一回その箇所を教えてもらっていいですか。(発言する者あり)

保険基盤安定繰入金のことによろしいですか。

これが前年に比べると減っていると思うんですけど、いかがでしょうか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

御質問ありましたように、保険基盤安定繰入金というのは低所得者層に対して7割、5割、2割という軽減措置がございます。

後ほど議案外でも御説明いたしますけれども、その軽減分について、保険者である本市としては減少いたしますので、その分については県と市が負担をするという繰入金の制度がございます。

その分でございますが、今回下がっていますのは、保険税が下がっているということで、あくまで見込額でございますので、確定はしておりませんが、実績等に応じてここが変わってくるということになります。

しかしながら、今申し上げたように、保険税自体はここ数年下がってきておりますから、それで算出した額ということで御理解いただきたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

下がっているので、繰入れも下げているということですね。

分かりました。

ありがとうございました。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### 松隈清之委員

特定健康診査等事業費の委託料の中でデータヘルス計画策定支援委託料22万円。

説明の中では、そういう事業に詳しい人にお手伝いしていただくみたいな感じだったんですけれども、具体的にはどういうところを想定しているんですか。コンサルタントにしては22万円という額は低額なので。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

説明が不足していたかと思うんですけれども、今回のデータヘルス計画の策定に当たりましては、県のほうで、まず県内市町20市町分のデータヘルス計画の策定の様式であるとか、統一した見解を委託業者に発注いたします。

それを基に、今度鳥栖市分の、例えば医療情報とか、レセプト情報とか、本市特有の医療情報がありますので、それを落とし込まなくちゃいけないんですけれども、その分をこの委託料で専門的な知見を持っているアドバイザーからの意見を頂くということにしております。今申し上げた県の委託先と市の委託先を同一の業者を想定しておりますので、かなり安めの金額で委託をできるものというふうになっております。

以上でございます。

#### 松隈清之委員

何となく分かりましたけれども、どれだけの業務量なのか分かんないんですけど、22万円でできるぐらいの業務ですか。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

基本的にデータヘルス計画は今回3期目を迎えますので、まず2期目の振り返りといひましようか、棚卸しをやります。時点修正をかけて今の状況にデータを置き換えます。

データ関係については県の国保連からデータを抽出していただきますので、そこら辺の検証を専門的な知見のほうからしていただくということで、もうベースは出来上がっておりますので、それに対するアドバイスということになります。本来の作成については職員でやるということをしております。

安いか高いか分かりませんけれども、業者からこの金額で提示を受けているということでございます。

#### 松隈清之委員

それでは、その上の未受診者勧奨委託料。

具体的に、どんな業務、どんな勧奨のされ方をするのかっていうのを教えていただけますか。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

この未受診者勧奨委託につきましては、特定健診の受診率を向上させるという目的から業

者のほうに委託をしております、委託業務の内容といたしましては、はがきを年に4回送っております。

1回目は、まず受診をやっていない方、全ての方ですね。

例えば過去に受診をした方とか、しばらくやっていない方、去年は受けた方とか、いろいろ種類別に分けまして、その人に対してアプローチできるようなはがきをつくりまして案内をしております。それを年4回送っております。

それ以外に、送ってもなかなか連絡がない方とか、受診されない方がいらっしゃいますので、電話で勧奨するというものでしております。

そういったものが主な内容でございます。

#### **松隈清之委員**

これは多分ずっとやられていることだと思うんですけど、効果のほどってどこまで感じられていますか。今のやり方っていうのが——やって今の結果ですよ。

令和4年度とかもそうですけど、やってこうですけど、多分それでも受けられていない方って結構いらっしゃると思うんですよ。

要は手法として、委託の内容がもっと、例えばほかの市町で効果的な勧奨の取組をやっているとか、そういったところ。

今の手法が果たしてベストなのかっていうところの検証ってされているんですか。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

未受診者勧奨委託業務は、ちょうどコロナが始まって行っておりまして、特定健診の受診率自体もそれまでは伸びてきたんですけども、今は横ばいといいたいまいしょうか、減少傾向にある中で、なかなかこれがどれだけ効果があるかは非常に難しいところです。

ただし、このはがき等を送ることによって、忘れていた受診に関して、このはがきを通して受診されたという実績の報告は上がっております。

あと、勧奨した方の28%が受診されております。

もともとその中でも受診をされたいっていう方もいらっしゃると思うんですけども、このはがき等を契機にして、ある程度受診に結びついているという報告は受けております。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **和田晴美委員**

出産育児一時金についてですけども、また後ほど審査されると思いますが、42万円か50万円というのはさておき、2,000万円ということで、40人分っていうことでお間違いないでしょうか。出生数とえらい誤差があるので、質問させていただきます。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

国民健康保険の被保険者としては、40名ほど毎年予算を計上させていただいております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



### 議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

**中村直人委員長**

続きまして、議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

ただいま議題となりました、議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

甲議案説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の改正は2点ございます。

1点目は令和5年度国民健康保険税率の改定。

2点目は出産育児一時金の改定でございます。

まず1点目の令和5年度国民健康保険税率の改定について御説明を申し上げます。

改定の理由につきましては、佐賀県が毎年度市町ごとに示す標準保険税率等を踏まえまして税率を改定するものでございます。

改正の内容につきましては、表の着色部分のとおり改定するもので、その上の行に県が示した標準保険税率を参考にして、本市が算定した税率案を示しております。

内容につきましては、後ほど御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

まず、新国保制度による納付金の標準保険税率の算定の流れについて簡単に御説明いたします。

平成30年度の国保制度改正に伴い国民健康保険の財政運営は県単位化され、県が財政運営の主体となっております。

表の左側から順に説明いたしますと、まず県が、県全体で必要な保険給付費等の見込み、



そこから各種公費等を除いた額を算定いたします。この分が県が20市町から集める納付金となります。

次に、この納付金を矢印のとおり市町の被保険者数や世帯数、医療費及び所得水準に応じて、市町ごとに国民健康保険事業費納付金を算定し市町に示されます。

この納付金については後ほど御説明いたします。

次に、市町ごとの経費を加算・減算します。

加算分としては、保健事業費や葬祭費、出産育児一時金などとなります。

現在、減算分としては、国、県等からの公費や一般会計繰入金等となります。

加算・減算後の額を税で賄う必要があるため、標準保険税率を市町に対し提示することになっておりまして、市町はこの標準保険税率を参考に税率、税額を定めることにより、国保会計の収支均衡が図られるものとなっております。

したがって、本市は県が示す標準保険税率に合わせることを基本としているところでもございます。

次のページをお願いいたします。

県から示された令和5年度の納付金と標準保険税について御説明申し上げます。

まず、納付金でございます。

令和5年度の納付金につきましては、表の3行目に記載した金額となっております。

県全体の納付金を御覧ください。

まず、医療給付費分の県全体の納付金額につきましては、183億7,271万円で前年度より4,277万円の増となっております。

今回県支出総額が688億115万円で前年度よりも7億958万円増となっております。

この増額の主な要因は、県全体の医療給付費総額が前年度より10億円増の686億円と推計されたことによるものでございます。

また、記載はしていませんけれども、県の歳入面で前期高齢者交付金等の増となったことにより、県全体の納付金額が確定しております。

なお、この前期高齢者交付金は65歳以上74歳までの前期高齢者の加入率に応じて調整され、交付されるものとなっております。

次に、鳥栖市の負担金は14億5,250万円とされ、前年度より4,576万円の増となっております。

増えた要因ですが、先ほど財政の仕組みの中で御説明申し上げましたとおり、補助被保険者数や所得及び医療費水準を反映したもので、按分要因に記載のとおり、本市の所得シェア、応益シェア、医療費指数のいずれも増加し、県内の他市町と比較して相対的に高くなったことから、納付金の按分率が高くなり、前年度より高い納付金となっております。

なお、所得シェアは佐賀県全体の国保加入者の所得総額に対し、鳥栖市の国保加入者の所

得総額の占める割合で、応益シェアは同様に、人数と世帯数を割合で示したものになります。

また、医療費指数につきましては、各市町村の1人当たりの医療費の過去3か年について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として、医療費水準を指数化したものになります。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、県全体の納付金が49億6,869万円で、前年比2億8,028万円と大幅に増加をしております。県支出総額が107億9,171万円。

前年度より8億8,954万円高くなっており、団塊の世代の方の移行が始まり、後期高齢者数の増などが主な要因となっております。

これによりまして、鳥栖市の納付金は3億8,679万円となり、前年度より3,480万円の増となり、医療分と同様、所得と応益シェアが高くなったことにより、鳥栖市の按分率が高くなり、納付金増となっております。

なお、後期高齢者医療支援金は75歳以上の方と一定の障害がある65歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度の財源として支払う負担金となっております。

次に、介護納付金分につきましては、県全体の納付金が16億322万円で、前年度より5,020万円の減となっております。

県の支出総額が34億6,332万円で、前年度より1億320万円の増となっております。

1人当たりの納付金は増加しているとのことですが、県全体の被保者数の推計値が減少したため、納付金は下がる結果となっております。

一方で、鳥栖市の納付金は所得と応益シェアの増により、前年度より103万円の増の1億1,221万円と示されております。

なお、介護支援分は、介護保険制度の財源として支払う負担分で、40歳から64歳までの方、いわゆる2号被保険者につきましては、加入している被保険者を通して支払う仕組みとなっております。

次に、標準保険税率について御説明をいたします。

この標準保険税率で国保税が収納できれば、国保会計の収支均衡が図られ、基本的に赤字にならないとされているものでございます。

今回、県から示された医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの納付金に基づきまして、市町が集めるべき税額について所得割、均等割、平等割の3方式で算定された税率、税額が標準保険税率として示されたところです。

表では青色の部分となります。

今回提示された標準保険税率は、合計で所得割率が13.93%、均等割額が4万5,658円、平等割額が4万7,829円となり、前年度と比較して、所得割率で記載のとおりとなっております。

今回特に医療分と後期分の均等割が大きく増額となっており、要因としましては、本年度から団塊の世代の方が45歳に到達し、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大

により、国保から他の医療保険への移行などによりまして、令和5年度の本市国保被保険者数が減少するものと推計されており、納付金の負担増と相まって、1人当たりの負担額が上がるという結果になっております。

一方で、介護納付金の所得割率が0.05%減となっております。

納付金の負担は増額となったので上がるのではないかというふうに考えられますけれども、所得割率が下がる理由といたしましては、集めなくてはならない税額が決まっておりますので、税額算定は被保険者の課税所得総額に対し所得割を乗じた金額となることから、課税所得総額が高くなりますと所得割率は下がるということからでございます。

このため、今回の所得割率の算定に用いる課税所得総額が前年度と比較すると増えておりまして、その結果、税率は下がるという方向になっております。

また同様のことから、医療分の所得割についても、通常であれば高くなるというところがございますが、今回、課税所得総額が前年度よりも増加したことによりまして、たまたま同率という結果になっております。

それから、医療分と介護分の平等割額が減額となった要因につきましては、県による世帯数の推計値が前年度より増えたことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、改定に当たっての基本的な方針について申し上げます。

丸印の2つ目になりますけれども、本市は国保財政運営の健全化のため県提示の標準保険税率に合わせる方針を基本としております。

県広域化の平成30年度以降、県が示した標準保険税率に合わせることを基本としてきたことから、赤字になることなく黒字運営を続けてきております。

黒字化による余剰金は国民健康保険基金に積み立てております。

そのため、国保税率の改定に当たっては、この余剰金の一部を抑制財源として活用し、令和2年度から国保税率の抑制に努めております。

令和5年度の当初予算で御説明しましたとおり、今回の改定では医療給付費分の税率を抑制することとし、前年度より1,000万円を増額し3,500万円を抑制財源として税率算定を行っております。

なお、所得割率は今回の標準保険税率と現行税率が同率で据置きとなったため、均等割額と平等割額を抑制することとし、100円未満の端数を切り捨てております。

さらに、記載はしておりませんが、改定に当たりましては、令和9年度の県内税率一本化を見据えて行うことが必要と考えております。

本市の場合、標準保険税率は直ちに県内一本化した場合の税率よりも低く、今後上がることが見込まれますことから、できるだけ一本化の折に急激に上昇しないよう配慮した改定を行っております。

逆に、高い標準税率が示された場合には、できるだけ抑える必要があるとも考えております。

これらのことを踏まえたところで本改定案を提案するものでございます。

2ページにお戻りください。

ただいま御説明したとおり、今回の改定案は県が示した標準保険税率を参考に、抑制財源を投入し再算定した結果となっており、医療給付費分で所得割率については現行税率と同率のため据置きとしております。

均等割と平等割につきましては、抑制財源により、それぞれ抑制をしており、現行税率の差は均等割で2,000円の増、平等割で1,600円の減額という改定案としております。

なお、標準保険税率に対して均等割で1,390円、平等割で2,064円の抑制を図っております。

次に、後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、抑制せずに標準保険税率に合わせております。

均等割及び平等割については、100円未満の端数を切り捨てております。

この結果、現行税率と改定案との合計の差は、所得割率は0.06%の増、均等割額は3,500円の増、平等割額は1,300円の減という改定案としております。

今回、所得割と均等割は上がりましたが、改定方針で触れましたとおり、令和9年度には県内税率が一本化されることになっており、鳥栖市の税率は目標ラインよりも下の位置にございます。

したがって本市の場合、令和9年度の一本化に向けて上がるが見込まれておりますので、緩やかに上がるよう税率を調整しているところでございますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、今回お示した改定案を令和5年度の国保会計の安定的な財政運営に不可欠な財源を確保するための税率として提案するものでございます。

3ページをお願いいたします。

3つ目でございます。

本改定案につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問案件です。

そのため、本年1月26日に本協議会を開催し、諮問した結果、全会一致で御承認をいただきました。

その後、2月2日に諮問のとおりのお返事を受けているところでございます。

資料6ページをお願いいたします。

佐賀県が本年1月27日に公表した令和5年度標準保険税率によるモデル世帯の年間保険税額でございます。

県内各市町の現行税率と令和5年度の標準保険税率等で比較がなされております。

見てお分かりのとおり、ほとんどの市町が増額となることがうかがえる資料となっております。

このモデル世帯は夫婦2人暮らしで、ともに66歳、所得はそれぞれ年金80万円の世帯となっております。

この世帯は7割軽減の対象世帯となっており、ともに65歳以上ですので、介護分は課税されない世帯となります。

また、鳥栖市の欄のみ括弧書きの数値を記載しておりますが、これは今回の改定案で算定した分を記載しております。

以上、国保税率の改定に関する説明を終わります。

続きまして、2点目の出産育児一時金の支給額の改定について御説明申し上げます。

資料2ページにお戻りください。

改正の理由につきましては、健康保険法の施行令等の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改定するものでございます。

3ページをお願いいたします。

改正の内容です。

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者、またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度でございます。

現在の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定められており、原則42万円で、本人支給分の40万8,000円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算し支給しているところでございます。

昨年12月、社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行例等が本年2月1日に改正されており、国保におきましても現行の支給額を40万8,000円から48万8,000円と改め、産科医療補償制度の1万2,000円と合わせて原則50万円の支給と改定するものでございます。

以上が出産一時金の改定に関する説明でございます。

最後に、施行日につきましては、国保税率の改定及び出産育児一時金の改定ともに令和5年4月1日としております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**尼寺省悟委員**

幾つか質問しますが、6ページを見てみると、鳥栖市の場合、年金をもらっている

世帯で、県の標準保険税率では3,100円と。鳥栖市の改定案では1,600円上がるというふうなことですけれども、ほかの世帯ではどうなるのか。

それから、ちょっとこれだけで分からないので、もっと詳細な説明というか、口頭ではなくて、あれがあるならば、欲しいんですけど。それが一つ。

それからもう一つ、3ページの真ん中のところに、本市の場合は、県の標準保険税率に合わせる方針を基本としているけれども、余剰金があるために、その一部の3,500万円を投入して、こういうふうにもって引き下げたということだと思っております。

結果的に値上げになっているので、値上げにならないためには、もっと投入することはできなかったのか。3,500万円じゃなくて、できなかったのか。値上げを抑えるために。

それと余剰金というのは幾らあるのか、その点をお聞きしたい。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

1点目の分については、資料が手元にありますので、準備してまいりますので、2点目のほうから先に御回答させていただきたいと思っております。

税率を上げないために3,500万円以上をとという御意見だったと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、令和9年度に県内の税率が一本化されることになっております。

先ほどと繰り返しになりますけれども、現在、直ちに県内20市町が一本化した場合の税率が出ておまして、それに比較しますと、目標ラインとしますと、鳥栖市はそれよりも下の位置でございます。鳥栖市の保険で。

ですので、これに向かって徐々に上がっていくというのはもう予想されているんですよ。

逆に、高い税率であると市町は下がっていくというふうになるんですけれども、鳥栖市の場合には低いという位置ですから、あえてここで現行税率に合わせると、令和9年度に、極端に開きが出てきますので、極端に上がっていくというふうになります。

ですので、それは先ほど申し上げたように、抑制を図りつつも、緩やかにこの目標ラインに到達——ソフトランニングさせなきゃいけないだろうというふうに考えております。

そういう観点で、今回1,000万円は増額し、3,500万円というふうにしておりますので、来年度も3,500万円前後を投入して抑制していきたいとは考えているんですけれども、現行税率に合わせるということは、今のところ考えておりません。

余剰金の基金積立金でございますけれども、税率算定する時点で2億2,000万円ございました。ですので、約半分を基金として積立てをしよう。

その残りの半分を3か年で、抑制財源として活用していこうじゃないかということで、この3,500万円というふうにしております。

ただし次回、税率が極端に上がるとかいう場合になったら、そこは抑制財源を少し加味しながら増減して調整していきたいなというふうに考えているところでございます。

#### 尼寺省悟委員

国保税が高くなければあなたの考えだよね。もうむちゃくちゃ国保税率っていうのは高いんだよね。これ以上上がったら、もう大変だというのは国保に入っている人の思いたいね。

で、さらに上がると、本当大変たい。

その一方で、それだけ基金があるとするならば、基金とは一体何のためにあるのかと。

こういうときのため、上がらんようなために——さっき税率がどうのこうの言われたけれども、基金として2億円幾らぐらいあるというならば、もっと投下して。

令和9年度に県下統一した税率になるから、それに合わせるためにいろいろ言われたけど、その前の段階で、2億円幾らかあるならば、それに対して、投下して、値上げを抑えるという考え方を取ってもいいんじゃないかと思うんやけど。

もう一つ答えていなかったけれども、引上げしないために、3,500万円じゃなくて幾ら上げたらいいのか、それはまだ計算していない？

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

申し訳ございません、計算はしておりません。

**尼寺省悟委員**

ちょっとそういう点であれば、計画的に令和9年度まで、期限がこれだけあって、予想としてこれだけになるから、最終的にこれだけ残るとかいうシミュレーションっちゅうのは、それはやっているわけ。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

シミュレーションしております。

県からも、先ほど申し上げました、直ちに一本化した場合の税率等も示されておりますし、今後どういうふうに伸びていくかも示されております。

あくまで医療費が上がらない場合と、上がる場合によってその税率の変わり方が変わってきますので、非常にそこが計算しづらいという部分もございます。

不安定要素がありますので、できるだけ、その時々で判断しながら抑制していくということしていきたいと考えております。

**尼寺省悟委員**

そのシミュレーションの前提として最終的に、令和9年度で基金がどれぐらい残るということを前提としてシミュレーションしているわけ。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

基金がどれだけ残るかというのは正確に読めませんが、恐らく、今申し上げた部分でいくと1億円ほどが基金として残っております。

2分の1ですから、2億円あって、2分の1を基金として積み立てると、確保しておこうと、不測の事態のために残しておくということでもありますので、あと数年はございます。

余剰金が幾ら出るかは計算しづらいんですけども、今までどおりいけば、2億円から3

億円程度になるんじゃないかなとは思われます。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

もう一点。

令和9年度に税率が統一されたときに、その基金といったものはどんなふうな使い方になるわけ。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

基金の取扱いにつきましては、現段階で考えておりますのは、保険事業の標準化というのが、今、県内市町で議論をしております。

県の税率一本化とともに、保険事業も一本化するという流れになっていますので、鳥栖市とほかの市町がやっている事業が、違う事業をやっている可能性がありますので、鳥栖市はこの事業を残さなくちゃいけないという事業が残るだろうというふうには想定しています。

その分に関して、県か国の補助があれば、なおいいんですけども。

ないことも考えられますので、今、基金のほうをこの事業などに充てていきたいなというふうに考えております。

#### 中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

先ほどの質問の資料が来ましたので、この資料の説明をお願いいたします。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

1ページのほうを御覧ください。

議案説明資料の6ページと同じ考え方に基づいた表になります。

年金収入の場合、家族構成で、夫が70歳、年金収入80万円。妻が65歳で年金収入80万円でございます。

所得割につきましては、年金収入の方は110万円の控除がありますので、所得割はかかりません。

均等割はかかりますので、2万2,800円掛ける2——すいません、医療分のところだけで御説明させていただきます。掛け2で4万5,600円。

平等割が現行3万1,500円で、足しますと、7万数千円になりますけれども、この家族構成でいきますと、7割軽減がかかりますので、2万3,100円となりまして、後期分も同様の計算式で7,300円、この合計が3万400円となります。

下のほうは改正後でございます、青字で記載している部分が、現行から改正後の均等割、平等割の金額でございます。

計算いたしますと、年税額が3万1,900円となり、差額が1,500円となるものでございます。



裏面のほうをお願いいたします。

給与収入の場合でございます。

家族構成、夫が40歳、所得が100万円、年収にして155万円。妻が38歳、所得が48万円。

年収98万円。子供が1人で、5歳の未就学児がいる3人世帯ということで計算をしております。医療分、後期分、介護分ということで計算をしております。

妻が38歳でございますので、介護分については、所得割の計算がされておられませんので、御注意ください。

それぞれ計算をいたしまして、合計が年税額で19万1,300円と、この世帯に関しては、2割軽減がかかっておりますので、それで御覧ください。

また青色で書いている部分が改正後の税率、税額を入れております。

19万7,300円となりまして、6,000円の増額ということになっております。

今回の改正によりまして、平均的な給与収入の方であれば6,000円の増と、年金収入の方では1,500円の増ということで見込まれているというところでございます。

#### 中村直人委員長

それでは、説明が終わりましたが、何かありますか。

よろしいですか。

#### 松隈清之委員

出産育児一時金のところで、産科医療補償制度の掛金1万2,000円あるじゃないですか。

この制度に加入する意思とかっていうのは、もう妊婦さんとか、その家族の意思とかではなくて、強制的に加入されるものとして理解していいですか。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

産科医療補償制度に加入している医療施設については、義務といいたいまいしょうか、保険の掛金をお支払いするというふうになっております。

ですから、助産費とかでは掛金は発生しないということになります。

#### 松隈清之委員

となったら、そのときは本人に50万円払うってということですか。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

48万8,000円をお支払いするというところでございます。

掛金は除いて48万8,000円です。

#### 松隈清之委員

国が一律で50万円に引き上げることとされたんですよね。

それなのに50万円はもらえないってということですか、助産師さんを利用すると。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

先ほど申し上げました50万円というのは掛金を含めて50万円という意味でございます、



3月末の法案成立がもう組み込まれておりますので、それに伴い、今回、地方税法等の改正がありますので、そのうち市税に関するものについて専決を予定しております。

1点目が、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しでございます。

自動車を取得した場合に車両の取得価格に対して環境性能に応じて課税する環境性能割の税率区分を新型コロナウイルス感染症等の影響により、半導体不足等の状況を踏まえて現行の税率区分の令和5年度までの据置きと、令和6年1月以降、段階的に税率区分の引上げが予定されております。

2点目が、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直しです。

排出ガス性能や消費性能にすぐれた自動車に対して、自動車税を軽減するグリーン化特例の電気自動車等を取得した場合における種別割の現行の軽減措置について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次のページをお願いします。

次に、固定資産税に関するものです。

1つ目が中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設でございます。

中小企業等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小事業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置を取得した場合に、固定資産税を軽減する特例措置の創設で、令和4年度までは同様の特例措置がありました。特例率は条例で定めることとなっており、課税標準を出す場合の特例率をゼロとしておりましたが、改正により、地方税法で定められることとなります。

次に2点目が、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額軽減措置の創設でございます。

管理計画認定等の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模改修工事を期間内に実施した場合に、各家屋に係る固定資産税の軽減を行うものでございます。

こういった予定がされております。

4月1日の施行となっておりますので、新年度の市税事務に支障を来すことがないように専決処分において市税条例の一部の改定を予定いたしております。

以上となります。

#### **佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

続きまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の専決予定について、概要を御説明申し上げます。

資料4ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、国民健康保険税関係の見直しを盛り込んだ地方税法施行令については、現在会期中の通常国会で審議されており、地方税法の改正案の成立に合わせて、

年度末に公布、4月1日から施行される予定となっております。

改正の内容は2点ございます。

まず1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、基礎課税分、後期高齢者支援分及び介護納付金分でそれぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されております。

今回地方税法施行令の改正により賦課限度額を引上げ、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和するものとして、後期高齢者支援金分の賦課限度額を20万円から22万円へ引き上げるものでございます。

基礎課税額分及び介護納付金課税分の賦課限度額につきましては、据置きとなっております。

次のページをお願いします。

改正の2点目は、国民健康保険税の軽減措置の改正についてでございます。

国保では所得が低い被保険者に対し、均等割額と平等割額の軽減措置を行っております。

今回の改正では、消費者物価の上昇の影響で、現行の軽減措置を受けている被保険者の範囲が縮小しないよう、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を3年ぶりに引き上げるものでございます。

今回の改正は5割軽減と2割軽減の引上げとなっております。

5割軽減の判定では資料に記載のとおり、これまでの基準額は43万円に。

給与所得者数が2以上の場合にあっては、給与所得者数から1を減じた数に20万円を乗じた金額と被保険者数1人につき28万5,000円を加算しておりましたが、改正によりまして28万5,000円を29万円に引き上げるものでございます。

また、2割軽減の判定におきましては、5割軽減同様に被保険者数1人につき52万円を53万5,000円に引き上げるものでございます。

このことによりまして、5割、2割軽減の上限判定所得が引き上げられ、世帯の所得がそれぞれの軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期支援分、介護納付金分の均等割と平等割が軽減されるものでございます。

施行日はいずれも令和5年4月1日としております。

以上、説明を終わります。

#### 中村直人委員長

ありがとうございました。

それではこの際、何か委員から確認しておきたいことなどありましたら、お願いしたいと思っております。

#### 松隈清之委員

市税条例の分で、マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったときの税額減額の措置の創設——新しく出来るってことですよ。

分譲マンションだとそれぞれに課税されるじゃないですか。そのときに、この対象になったかは本人が言わないと分からないんですか。大規模改修したかって把握できないですもんね。

ということは例えば、マンションに住んでいる人は、大規模改修したときに、それぞれの人が大規模改修しましたという申告するってことなんですか。

制度の運用の仕方がちょっと分かんないんですけど。

#### **佐々木利博税務課長**

今のところまだ把握できておりません。どういう状態で申告とかができるのかっていうのも把握しておりませんので、今のところは分かりません。

#### **松隈清之委員**

これ、4月1日からですよ。

大規模修繕工事を期間内に実施したっていう場合の実施って、どの時点までを実施っていうんですか。要は、修繕の工事が終わったっていうのを実施っていうのか。あるいは、着手したらもう実施になるのか。あるいは、実施計画を策定するとか、実際工事に入っていないくても、そこら辺——期間が短いじゃないですか、5年、6年しかないじゃないですか。

案内をして、じゃあやらないかんけんやろうといっても、大規模修繕計画を立てるだけでも1年ぐらいかかるんですよ。

だからそこら辺、実施がどういうタイミングで実施ってなるのかも気になるところなんで、そこもまだ全然把握されていないっていうか、決まっていなくていいことですか、制度として。

#### **中村直人委員長**

よろしいですか。

ほか、ございませんか。

#### **伊藤克也委員**

固定資産税で、令和4年度に終了をするということで、新型コロナ対象感染症の経済対策。

この分って、どれぐらい適用されたのかっていうのは、今分かりますか。

#### **有馬健次税務課固定資産税係長**

先端設備等の課税標準の特例措置がこれまでございまして、実績として申し上げますと、令和2年度分を申し上げますと、令和3年度新規の事業者の件数が3件、軽減税の概算額が88万円でございます。

令和4年度は同じく新規が7件、軽減税額が157万円となっております。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

当然のことながら、その分に関しては国から何らかの形で戻ってくるっていうか、補填があるっていうことの認識でよろしいでしょうか。

**有馬健次税務課固定資産税係長**

全額国費補填の対象となっております。

**伊藤克也委員**

それで今度、令和5年度から6年度に関しては、新制度として——私もこれを読んでみるとなかなか分かりにくい部分もあるんですが、こういったのを、例えば相談するとか、何らかの形で企業に対して、こういった御説明とか、そういう機会とかっていうのは、どちらのほうで問合せがあるとか、した場合は対応していただけるのか教えてください。

**有馬健次税務課固定資産税係長**

制度的には先端設備等導入計画を作成する中で認定経営革新等支援機関等というところがございます。

こちらは税務、財務等の専門的知識を有する税理士さん、銀行さん、そして商工会議所さん等の支援機関ということになっております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

そうしましたら、ある程度専門の機関で相談をして、対応についていろいろ教えていただいたりとかっていうことになるわけですね。

いいです。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子委員**

5ページの国民健康保険税の軽減措置の件ですけれども、5割軽減の対象と2割軽減の対象となる見込みですが、どのぐらい増えるのかなと想像しますけれども、どのぐらい変化があるのか、見込みはどのぐらいになっていきますでしょうか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

5割軽減で申し上げますと約23世帯増えます。

2割軽減世帯で36世帯増えることになっております。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**尼寺省悟委員**

ちなみに限度額が102万円から104万円に上がることによって、税額が影響を受ける世帯とはどれぐらいありますか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

今回の賦課限度額の改定によりまして、168世帯から147世帯となりまして、21世帯の方が影響あるということになります。

今回の影響額が300万円と見込んでおります。

**尼寺省悟委員**

5割軽減が23世帯ということで、対象が増えることによる金額ちゅんか、それはどうなるのか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

5割軽減で100万円ほど軽減されます。

それから、2割のほうで70万円弱となっています。

**尼寺省悟委員**

ストレートに300万円増えたから、170万円減った方に回るということじゃないよね。

別々の観点で、軽減のほうはまた軽減で別から来るということで。

ただ結果として300万円限度額が上がることによって、その分が全体として入ってくるから、全体の税率ラインよりも引き下げるということによって、中間層とか低所得者の税率を抑えるという役割を果たしているということですね。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

そのとおりでございます。

**中村直人委員長**

ほかにないですか。

[発言する者なし]

議案外の報告を終わります。



**中村直人委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、3月6日月曜日は休会。3月7日火曜日は現地視察がありませんので、10時に委員会を開会いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の総務常任委員会はこちらにて散会いたします。

**午後 3 時52分散会**

令和5年3月7日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

議会事務局長 武富美津子

企画政策部長 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

## 5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第3号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第5号鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

議案甲第6号鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の

一部を改正する条例

議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第14号財産（土地）の取得について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



議員に御質問をいただきました、節12委託料、インターネット映像配信業務委託料の増額理由の説明が間違っておりましたので、訂正させていただきます。

旧庁舎から新庁舎へ移行するに当たり、5月分が重複しているために増額しておりますと説明をしておりましたが、正しくは、新庁舎以降の契約につきまして、令和5年5月から令和10年3月までの約5年間の長期契約を予定しておりますが、新庁舎における設定費用といたしまして、約26万円が増額となっております。

その5分の1、5万円ほどが令和5年分として増額分となっているということになっております。

以上、訂正しておわび申し上げます。

**中村直人委員長**

いいですか。

**牧瀬昭子委員**

はい。ありがとうございました。

**中村直人委員長**

それでは、続きまして追加資料の説明をお願いいたします。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

おはようございます。

総務常任委員会の中で伊藤委員より、新庁舎移転に伴います庁舎管理委託料の増額理由についてお尋ねがありました件につきまして、本日資料を提出させていただいております。

その資料を基に庁舎管理委託料について説明をいたします。

資料の2ページ目をお願いいたします。

款2、項1、目7、節12庁舎管理委託料につきまして説明いたします。

委託業務名、委託の内容ごとに、令和4年度の実績、令和5年度の予算案について記載しております。

上から、現庁舎に係ります、設備の保守点検業務委託料についてになります。

自家用電気工作物や昇降機の令和5年5月までの保守点検業務になります。

そのため、令和5年度につきましては、減額となっております。

次に、新庁舎の新規に実施する設備の保守点検業務についてですが、内容といたしましては、新庁舎の自動制御設備保守点検業務、各設備の異常を集中的に監視することができる中央監視盤の保守や、自家用工作物保守点検などになります。

次に、新旧調査の設備保守管理につきましては、旧庁舎では、空調設備の管理が主でしたが、新庁舎では、庁舎の面積や設備が増えておりまして、新たな設備といたしましては、例えば、防火扉、シャッター等が加わりまして増額となっているところでございます。

次に、当直警備、清掃につきましては、対象範囲が増えておりますこと、また、一定期間

は、新旧庁舎が重複して対象となるため、増額となっております。

一番下の廃棄物収集、植木管理、昇降機点検等につきましては、一部、労務単価等に変更がある業務があるものの、内容につきましては、ほぼ変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 中村直人委員長

それでは、追加資料の説明がありましたけれども、何か確認したい点があったらお願いしたいと思いますが、

#### 和田晴美委員

表の2段目の新規に実施する設備の保守点検業務が非常に大きくて、御説明いただいたんですけど、よく分からないんですけど。

例えば、新庁舎って免震があるので、免震のそういったメンテナンス、維持管理等も入るから、こんなに大きいんですか。

#### 古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

和田委員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、免震装置については、令和5年度は入っておりますが、額的には約40万程度を予定しております、そう大きくはございません。

先ほど次長のほうから申し上げました、防火扉シャッター補修っていうのは、土日祝日など、一般の人、職員も許可がないと入れないですが、出入りができないようにエリアを区切るため、また火災のときとかに、エリアを区切るための防火扉シャッターというのが、今までない設備、運用になっております。そういったところの保守点検。

それから、そういった防火扉シャッターが、消火設備と連動するかというような法定点検とか、あるいは、今まである施設ですけれども、非常用照明とか空調機——空調機は、吹き出し口の面積が1.5倍ほどになりますので、かなり多くなっております。

そういったところのフィルター清掃とか、あと給排水設備とかも、建物の水道管が長くなるために、残留塩素の検査とか、そういったところの箇所数とか、そういった人件費っていうのが多くなります。

また、メンテの関係、エレベーターの傷とか、トイレの傷とか、そこはトイレは清掃のほうになるんですが、そういったところも多くなります。

ですので、全体的に多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

#### 中村直人委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕







議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中村直人委員長

次に、議案乙第4号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oo

議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

次に、議案乙第5号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は議案のとおり可決いたしました。

oo

議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算

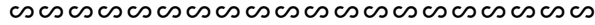
中村直人委員長

次に、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託につきましては、原案のとおり可決いたしました。



### 議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第10号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中村直人委員長

次に、議案乙第11号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第10号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕



令和5年3月16日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

## 5 日程

陳情

陳情第4号会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する陳情書

〔協議〕

報告（総務課）

組織機構の見直しについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時20分開会

中村直人委員長

総務常任委員会をこれより開会いたします。

〰〰〰

中村直人委員長

本日の日程は、当委員会に送付されました陳情第4号の協議、また執行部から報告をお受けする予定としておりますので、御了承のほどよろしくようお願い申し上げたいと思います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**陳情**

**陳情第4号会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する陳情書**

中村直人委員長

これより陳情第4号会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する陳情書を議題といたします。

協議の参考とするために、この陳情の要望事項に関しましての現在の対応状況について執行部からの説明をお願いいたします。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

現在の対応状況になります。

今国会におきまして総務省より3月中に地方自治法の一部を改正する法律案、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備について提出予定という情報を頂いているところです。

今後提出されます法律案の内容等を確認いたしまして、国や県内他自治体の動向を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

次に2つ目ですけれども、各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善等に向け必要な財源等の確保について特段の配慮を行うことにつきましては、必要な財源等について確保を現在しているところでございます。

3つ目の会計年度任用職員の雇用の安定を図るために任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うことにつきましては、地方公務員法の第22条の2第2項におい



て会計年度任用職員の任期につきましては、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるとされており、現状では困難だというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

#### **中村直人委員長**

この要望事項に関しまして、現在の対応状況について執行部から説明がありましたけれども、皆さんのほうから御意見等ございましたら発言をお願いしたいと思います。

#### **和田晴美委員**

陳情項目の1のほうに記載してあります、勤勉手当というのがどういうときに支払われるのか、そういったことを教えていただけますでしょうか。

#### **石丸健一総務部長**

一般的にボーナスというのがあって、その中に2つ手当があって、期末手当と勤勉手当と2つで構成されています。

勤勉手当というのは、勤務状態を勘案して支給する手当という性格がございまして、現時点では会計年度任用職員については勤勉手当の支給要件はございません。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

そうしましたら、確認と詳細を伺わせてください。

では、期末手当は会計任用のほうにはあると、勤勉がないということですね。

勤勉手当が勤務体制とかっていうことですが、これは誰が評価して決めるのか、基準ですね。

#### **石丸健一総務部長**

任命権者が決定するようなシステムになっております。

市職員であれば市長でございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

現在の状況を教えていただきたいんですけども、会計年度任用職員の数と正規職員の数、それぞれ教えていただいてもいいですか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

会計年度任用職員の数についてお答えさせていただきます。

一般と国保の会計を合わせまして全体で605名という形になっております。

職員につきましては、一般、国保、公営企業等全部合わせまして473名という形になっております。

以上お答えとさせていただきます。

#### **牧瀬昭子委員**

605名というのが……（「会計年度任用職員の全体の分です」と呼ぶ者あり）全体の分ですね。で、一般の正規の職員が473名ということでもよろしいですか。（「そういうふうになっております」と呼ぶ者あり）

この勤勉手当を支給できるようにすることとありますが、もし605名の会計年度任用職員に支払うとなったときに、どのぐらいの経費を見積もることになるのでしょうか。

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この分につきましては、今後の動向を見極めまして、県内他自治体の動向等を見て判断する形になりますので、現在、金額としてはまだ出ていない状況でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど和田委員のほうからも質問があっていましたが、現状として会計年度任用職員の方々の安定的な雇用というのが図られていないので、本当にずっと続けてもらわないといけないような仕事内容とかっていうのが、続かない現状にあると思うんですが。

それについては、市としての見解はどのようにお考えでしょうか。

#### **石丸健一総務部長**

制度については、国の制度に準じて制度設計を行っておりますので、現時点で鳥栖市独自で勤勉手当を創設というのは考えておりません。

今、国のほうで議論がされておりますので、先ほど御説明したように、その動向を見て、国のほうできちんと整理がされれば、当然、うちのほうもそれに応じて行ってまいりたいというふうには思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

3番目の、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入のことについてですけど、鳥栖市としてここに会計年度任用職員の方に入ってもらおうとかっていうのを決める基準ってというのは、どういうふうにして決めてあるのでしょうか。

会計年度任用職員さんが605名ということですけど、配置をするときに、ここは正規の職員ではなくて、会計年度任用職員にしようとかっていうことで、私から見ると、ここは正規の職員が入ったほうがいいんじゃないかなというような職務に関しても会計年度任用職員さんが、今鳥栖市の中では――例えば、家庭こども相談員さんとか、ずっと続けてもらいたいような仕事が会計年度任用職員さんになっていて、任期が続いていかないっていうことが問題になっていることもあるのではないかなと思うんですが。

鳥栖市として決めていく基準というのは何か定めがありますか。

#### **石丸健一総務部長**

必要とされる業務については、基本的には正規職員で対応というふうを考えておりますけ



予定といたしましては、令和5年の4月1日からといたしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、何か委員の皆さんから確認したい点などありましたらお願いしたいと思  
いますが。

**牧瀬昭子委員**

秘書係が企画政策部のほうに移動ということでお話がありましたが、ずっとこのままなの  
か、いつまでっていう限定的なのか、その辺りはどのようにお考えですか。

**石丸健一総務部長**

現時点ではこのままと思っておりますけれども、これとは別に、全体的に機構について見  
直しの検討をするように市長から指示がっておりますので、その中で改めてまた考える  
ということになりますけれども。

秘書係のほうについては、先ほど御説明したように、政策的な事象の考え方の下に総合政  
策課の所管のままになるのではないかと。

あと新庁舎が、実は企画の横が市長室になるので、部屋はそのままの考え方になります。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



**中村直人委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

**午前10時32分散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      中   村   直   人

